

さっぽろ障がい者プラン(案)

みなさんからのご意見を募集します

～パブリックコメントの実施について～

募集期間

平成24年1月23日(月)から

平成24年2月21日(火)まで 【必着】

札幌市では、現在、障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、障がい者プランの策定(計画期間：平成24年度～平成29年度)に取り組んでいます。

障がい者プランとは、障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるほか、障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な見込みなどについて定めるものです。

この計画(案)について、みなさまのご意見を募集いたします。(意見シートは最終ページにあります。)

なお、皆様からお寄せいただいたご意見等について個別の回答はいたしません。ご意見等の概要とそれらに対する札幌市の考え方につきまして、平成24年3月頃に公表いたします。

平成24年(2012年)1月

札幌市

こうひょうしりょう
公表資料

しょう しゃ あん
さっぽろ 障がい者プラン案

りゅういじこう
留意事項

この計画案に記載している障害福祉サービスに関する数値
目標・サービス見込量の数値は、現時点での集計値であり、今後、
国及び北海道の策定指針等をふまえ再整理します。

入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する数値
目標については、国及び北海道の策定指針等を踏まえ、障害者
施策推進協議会等の関係機関とも協議を行ったうえで設定しま
す。

こうひょうばしょ
公表場所

- 1 市役所等における配布・閲覧
しやくしよとう はいふ えつらん
・市役所（3階障がい福祉課、2階市政刊行物コーナー）
しやくしよ かいしやう ふくしか かいしせいかんこうぶつ
・各区役所（総務企画課広聴係）
かくくやくしよ そうむきかくかこうちやうがかり
・各まちづくりセンター
かく
- 2 札幌市ホームページによる閲覧
さっぽろし えつらん

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/>

いけん ぼしゅうきかん
意見の募集期間

へいせい ねん がつ にち げつ へいせい ねん がつ にち か ひつちやく
平成24年1月23日(月)～平成24年2月21日(火)【必着】

いけん ていしゅつほうほう
意見の提出方法

さいしゅう いけん じゅん ようしき かき
最終ページの「ご意見シート」、もしくはこれに準じた様式にて、下記
ていしゅつさき ゆうそう じさん でんし ていしゅつ
提出先へ郵送、持参、ファクスまたは電子メールにより提出してく
ださい。(ご意見の概要等を公表する場合、氏名及び住所は公表い
たしません。)

でんし ばあい かんせん さ
電子メールによる場合は、ウィルス感染を避けるため、ファイルは
てんぷ けんめい しょう しゃ たい いけん きさい ほんぶんらん
添付せず、件名に「障がい者プランに対する意見」と記載し、本文欄
きにゅうようし じゅん ようしき いけん きさい そうしん
に記入用紙に準じた様式でご意見を記載して、送信してください。

いけん ていしゅつさき といあ さき
意見の提出先・お問合わせ先

さっぽろし ほけんふくし きょくしょう ふくしか さっぽろしやくしよほんちようしゃ かい
札幌市保健福祉局 障がい福祉課(札幌市役所本庁舎3階)

さっぽろしちゅうおうくた じょうにし ちようめ
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

でんわ
ファクス 011-218-5181 電話 011-211-2936

でんし
電子メール shogai.fukushi@city.sapporo.jp

うけつけじかん へいじつ ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん じさん ばあい
受付時間：平日の午前8時45分から午後5時15分まで(持参の場合)

さっぽろ障がい者プラン 目次

< プランの概要 >

障がい者プランの目的等	概要	1
障がい者保健福祉計画の部	概要	2
障がい福祉計画の部	概要	10

< プラン本編 >

第1章 障がい者プランの目的と位置付け

1 障がい者プランの目的	1
2 障がい者プランの位置付け	2
3 計画期間	4
4 障がい福祉を取り巻く現状と課題	5

障がい者保健福祉計画の部

第2章 障がい者保健福祉計画の体系

1 計画体系図	9
---------	---

第3章 障がい者保健福祉計画の施策展開

分野1 理解促進	12
分野2 生活支援	18
分野3 保健・医療	28
分野4 生活環境	35
分野5 教育・育成	43
分野6 雇用・就労	49
分野7 情報・コミュニケーション	55

しょう ふくしけいかく だい き ぶ
障がい福祉計画（第3期）の部

だい しょう しょう ふくしけいかく
第4章 障がい福祉計画

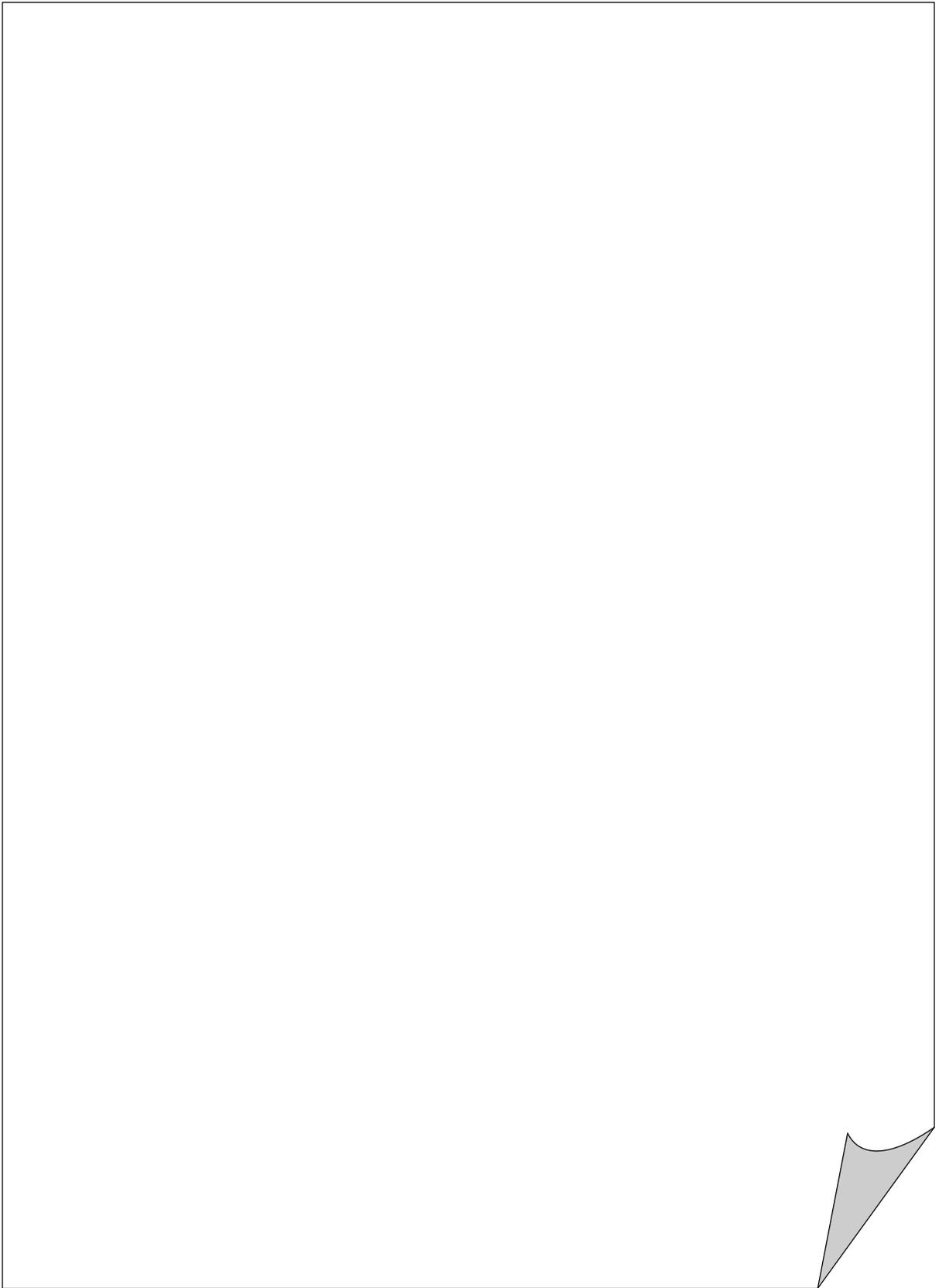
1	しょう ふくしけいかく きほんりねん 障がい福祉計画の基本理念	63
2	しょうがいふくし きほんてき かんが かた 障害福祉サービスについての基本的な考え方	63
3	へいせい ねんど すうちもくひょう 平成26年度の数値目標	64
4	ほうもんけい りょう みこ 訪問系サービス量の見込み	74
5	にっちゅうかつどうけい りょう みこ 日中活動系サービス量の見込み	76
6	きょじゅうけい りょう みこ 居住系サービス量の見込み	80
7	そうだんしえん りょう みこ 相談支援サービス量の見込み	81
8	ちいきせいかつしえんじぎょう りょう みこ 地域生活支援事業のサービス量の見込み	83
9	みこみりょうとうかくほ ほうさく サービス見込量等確保のための方策	99
10	みこみりょういちらん サービス見込量一覧	102

だい しょう しょう しゃ てんけん ひょうか みなお 第5章 障がい者プランの点検・評価・見直し	107
--	-----

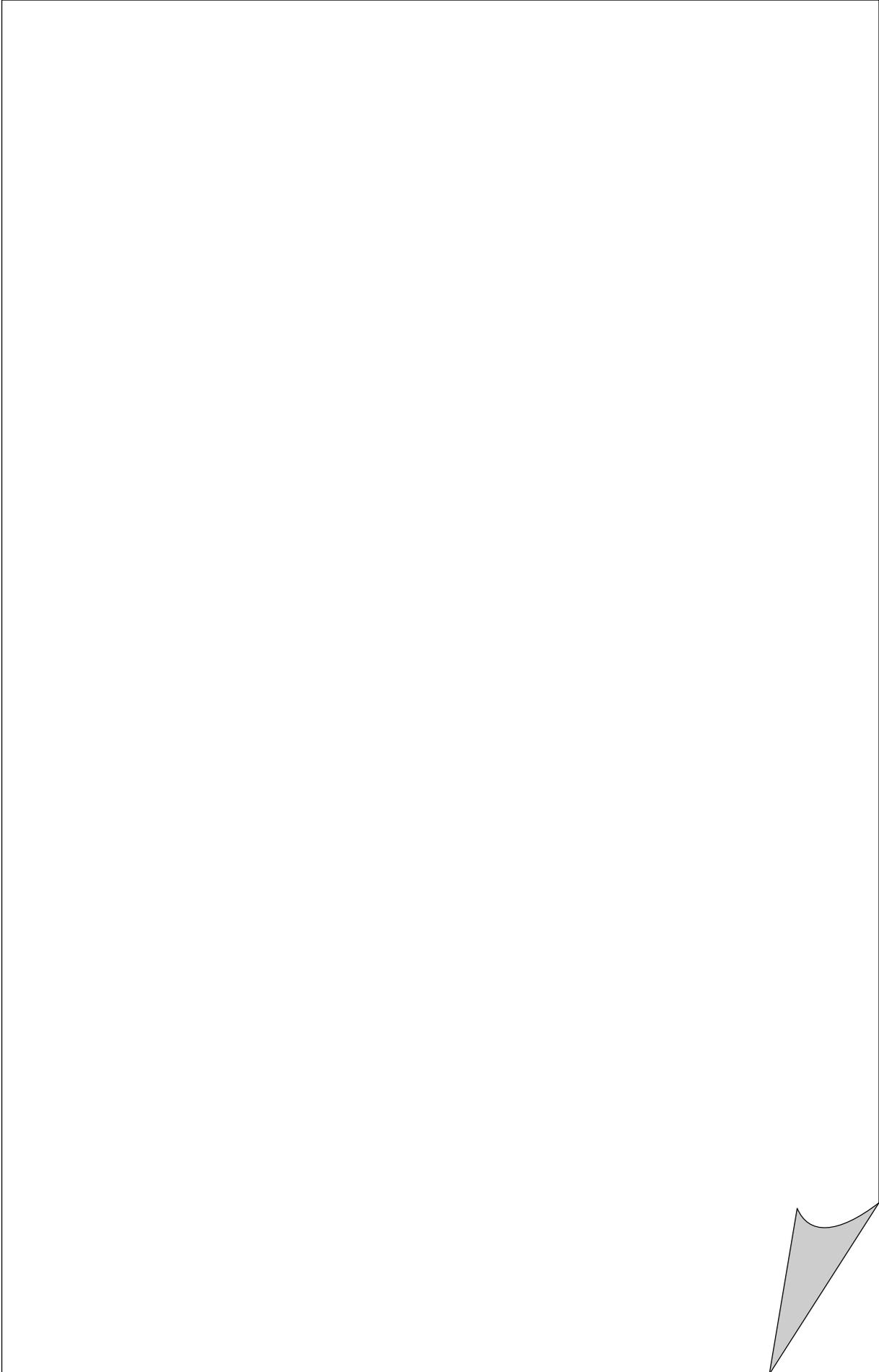
だい しょう しょう しゃ さくていけいか 第6章 障がい者プランの策定経過	108
---	-----

だい しょう しりょうへん
第7章 資料編

1	しょう しゃ じ すう 障がい者（児）数	114
2	じぎょうしよすう 事業所数	119
3	きゅうけいかく しんちよくじょうきょう 旧計画の進捗状況	122
4	だい きしょう ふくしけいかく すうちもくひょう みこみりょう しんちよくじょうきょう 第2期障がい福祉計画における数値目標・サービス見込量の進捗状況	128



さっぽろ障がい者プランの概要



障がい者プランの目的

障がい者プランは次の計画で構成しています。

障がい者保健福祉計画

根拠法：障害者基本法

障がいのある方の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

障がい福祉計画（第3期）

根拠法：障害者自立支援法

障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

計画期間

障がい者プランの計画期間は次のとおりです。

障がい者保健福祉計画 6年間

（平成24年4月から平成30年3月まで）

障がい福祉計画 3年間

（平成24年4月から平成27年3月まで）

障がい者保健福祉計画

H24年度

H29年度

障がい福祉計画（第3期）

H24年度

H26年度

障がい福祉計画（第4期）

H27年度

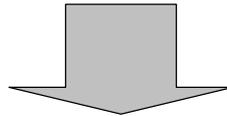
H29年度

＜ 障がい者保健福祉計画の部 ＞

障がい者保健福祉計画の計画体系図

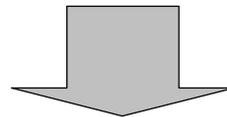
基本理念

障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し
支え合う共生社会の実現



計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- 3 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 4 市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上



分野

- | | | |
|----------------|-----------|---------|
| 1 理解促進 | 2 生活支援 | 3 保健・医療 |
| 4 生活環境 | 5 教育・育成 | 6 雇用・就労 |
| 7 情報・コミュニケーション | 8 スポーツ・文化 | |

きほんしさく けいはつ こうほうかつどう ふくしきょういく すいしん
基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

しみん ちいき かか も しょう かた ちいきぜんたい ささ
市民が地域と関わりを持ち、障がいのある方を地域全体で支えてい
くという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に
たい しょう ふくし かん りかいそくしん はか
対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
こ ども の とき から、 しょう がい の ある 人 に対 する りかい が 深 ま る よう、 ふくし
きょういく じゅうじつ はか
教育の充実を図ります。

きほんしさく こうきょう じゅうじしゃ たい りかいそくしん
基本施策 2 公共サービス従事者などに対する理解促進

こうきょう じぎょうしゃどう たい ちいきふくし かんしん りかい ふか
公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めても
らうため、かくしゅけんしゅう じっし りかいそくしん とりくみ すす
各種研修の実施など理解促進の取組を進めます。

きほんしさく しょう ひと たい けんりようごとう かか けいはつ こうほう
基本施策 3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報

ちいき けんりようご ふく そうだんたいせい じゅうじつ はか かくしゅ
地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図るほか、各種の
そうだんまどぐち しょうかい けんりようご かか けいはつ こうほう つと
相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう ほっかいどうしょう しゃじょうれい
障害者基本法、障害者虐待防止法、北海道障がい者条例など
せいど ふきゅう はか しょう ひと たい けんりようご かか けいはつ つと
制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努
めま

きほんしさく かつどう しゃかいこうけんかつどう りかいそくしん
基本施策 4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

かくしゅけんしゅう じっし さまざま かつどう しみん しょうかい
各種研修の実施や様々なボランティア活動を市民に紹介すること
により、ちいきふくしかつどう ふきゅう けいはつ つと
地域福祉活動の普及・啓発に努めます。

分野 2 生活支援

基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めます。

個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域福祉力を活用するなど、支援体制の充実に努めます。重度障がいのある方、医療的ケアが必要な方に対する支援の充実に
ついて検討を進めます。

発達障がいのある方やその家族の方に対して、関係機関の連携を図りながら、ライフステージに応じた一貫した支援の充実に努めます。

障がいのある方が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、必要な支援体制について充実を図ります。

移動支援事業については、その対象となる外出の範囲等の拡充について引き続き検討を進めます。

基本施策 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障がい福祉サービス等の提供基盤の充実に努めます。

地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実に努めます。

基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援

補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努め

ます。

教育・研究機関と連携し、福祉・介護器具の開発など、地域特性を活かした新技術・新製品の開発を促進します。

基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

分野3 保健・医療

基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実

保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育の充実を図ります。

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供に努めます。

基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある方に対する医療の充実に図ります。

医療的ケアが必要な重度障がいのある方に対する保健・医療・福祉

れんけいたいせい じゅうじつ はか
の連携体制の充実を図ります。

さっぽろしどくじ のぞ いりょうたいせい こうちく む とりくみ すす
札幌市独自の望ましい医療体制の構築に向けた取組を進めます。

基本施策3 精神保健・医療の充実

つういん せいしんかいりょう かか じりつしえんいりょうひ しきゅう おこな せいしん
通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に
しょう がいのある方に対する医療の充実を図ります。

せいしんかいりょう じゅうそうき きゅうきゅういりょうたいせい せいび はか
精神科医療における重層的な救急医療体制の整備を図ります。

せいしん しょう がいのある方やその家族に対する相談支援体制の充実を
はか
図ります。

分野4 生活環境

基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

すべての市民が四季を通じて安心して安全に暮らすことができるよ
う、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人
けんちくぶつ どうろ か すす おお ひと
安全・快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進め
あんぜん かいてき りょう すす
ます。

バリアフリー

たてもの どうろ しょう がいのある方や高齢の方の利用
建物や道路などにおいて、障がいのある方や高齢の方の利用
にも配慮した設計のこと。

ユニバーサルデザイン

しょう がいのある方や高齢の方のための特別な仕様をつくるので
はなく、さいしょ おお ひと たよう はんえい
はなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた
たてもの せいひん
建物・製品のこと。

基本施策2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

冬期間も安心して生活を送れるよう、雪対策の取組や、冬の暮らしをサポートする新たな福祉・介護器具の開発を促進します。

市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。

災害時における要援護者の避難支援について、地域が主体となって実施する仕組みづくりを促進します。

分野5 教育・育成

基本施策1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、相互に連携しながらライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。

基本施策2 早期療育の充実

子どもの障がいの状況に応じた配慮をしながら、障がいのない子どもとともに成長していく環境づくりを進めます。

基本施策3 学校教育の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。

基本施策4 卒業後の支援

ハローワークなどの関係機関との連携のもと、卒業後、就労につながるための支援の充実を図ります。

卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。

分野6 雇用・就労

基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

国の障がい者雇用推進部署（ハローワーク等）などの関係機関と連携し、障がいのある方の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

基本施策2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）

国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある方の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。
障害者自立支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

基本施策3 福祉施設から一般就労への移行推進

障害者自立支援法の就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がいのある方の一般就労への移行を推進します。
障がいのある方の職場実習等の機会の充実を図ります。

分野7 情報・コミュニケーション

基本施策1 情報バリアフリー化の推進

障がいのある方が支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、
点字や音声、情報通信の活用など、障がい特性に応じた配慮に努め
ます。

情報バリアフリー

誰もが等しく情報通信を有効利用できる環境をつくること。

基本施策2 情報提供の充実

冊子、音声、ホームページなど、様々な手段・媒体を活用し、障が
い特性に配慮した情報提供の充実を図ります。

基本施策3 コミュニケーション支援体制の充実

障がい特性に応じたコミュニケーション支援体制の充実に努めま
す。

分野8 スポーツ・文化

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるよ
う、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

< 障がい福祉計画の部 >

障がい福祉計画の基本理念

障がい者の自己決定と自己選択の尊重

三障がいの一元化

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害福祉サービスについての基本的な考え方

どこでも必要な訪問系サービスを保障

希望する障がい者に日中活動系サービスを保障

グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

福祉施設から一般就労への移行等を推進

平成26年度の数値目標一覧

障害福祉サービスに関する目標

項目	数値目標	備考
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	760人	平成17年10月から
入所施設の入所者数の減少見込数	450人	平成27年3月までの累計

ふくししせつ いっぱんしゅうろう 福祉施設から一般就労 への移行	200人	へいせい ねんど 平成26年度において福祉施設 を退所し、一般就労した方の数
ふくししせつりようしゃ 福祉施設利用者のうち、 しゅうろう いこう しえん じぎょう 就労移行支援事業の りようしゃすう わりあい 利用者数(割合)	510人 (5%)	
しゅうろうけいぞくしえんじぎょう りようしゃ 就労継続支援事業の利用者の うち、しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょう 就労継続支援A型事業 の利用者数(割合)	1,080人 (25%)	

しょうがいふくし かん すうちもくひょう
障害福祉サービスに関する数値目標・サービス見込量の数値は、現時点での集計値であ
り、今後、国及び北海道の策定指針等をふまえ再整理します。

にゅういんちゅう せいしんしょう しゃ ちいきせいかつ いこう かん すうちもくひょう くにおよ
入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する数値目標については、国及び
北海道の策定指針等を踏まえ、しょうがいしゃしやくすいしんきょうぎかいとう かんけいきかん きょうぎ おこな
障害者施策推進協議会等の関係機関とも協議を行った
うえで設定します。

しょうがいのある人に対する理解促進に関する目標

こうもく 項目	すうちもくひょう 数値目標	びこう 備考
しょうがいのある人にとっ て地域で暮らしやすいま ちであると思う障がい のある人の割合	50%	
しょうがいのある人にとっ て地域で暮らしやすいま ちであると思う人の割合	50%	

サービス見込量については、国の策定指針等を踏まえ再整理します。

サービス見込量一覧（主なもの）

<訪問系サービス>

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護、重度訪問介護、 重度障害者等包括支援、 行動援護、同行援護	利用人数	4,195	4,660	5,175
	時間/月	140,370	154,030	168,580

<主な日中活動系サービス>

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	利用人数	4,440	4,670	4,900
	人日/月	84,360	88,730	93,100
就労移行支援	利用人数	430	470	510
	人日/月	7,960	8,700	9,400
就労継続支援 (A型)	利用人数	910	1,000	1,080
	人日/月	17,100	18,800	20,300
就労継続支援 (B型)	利用人数	2,680	2,920	3,160
	人日/月	46,100	50,220	54,350

サービス見込量については、国の策定指針等を踏まえ再整理します。

おも きょじゅうけい
< 主な居住系サービス >

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活介護 共同生活援助	利用人数	1,940	2,230	2,520

おも ちいきせいかつしえんじぎょう
< 主な地域生活支援事業 >

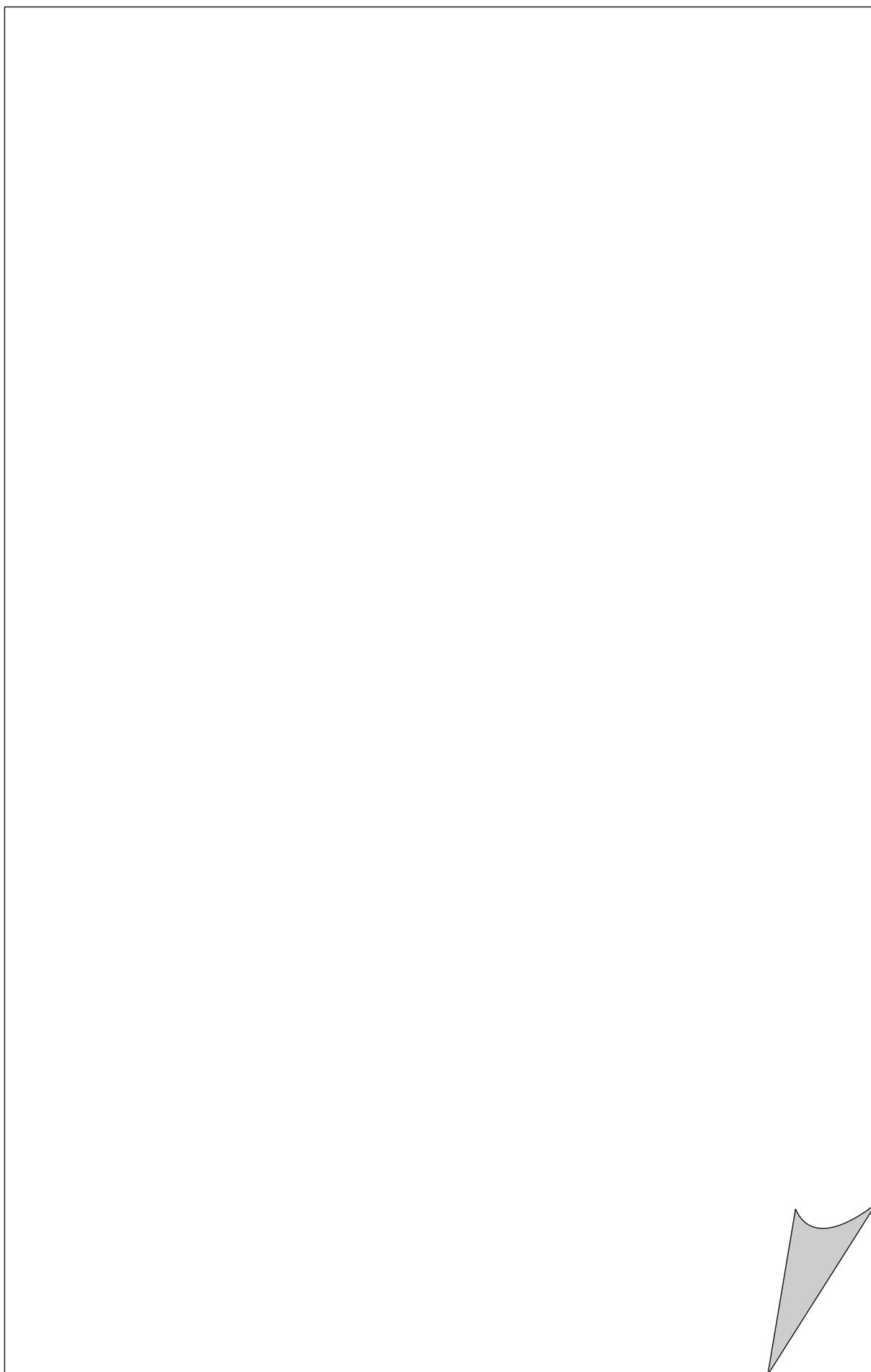
サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
手話通訳者派遣事業	利用人数	530	540	550
日常生活用具給付事業	件数	29,930	30,233	30,536
移動支援(個別支援型)	利用人数	2,990	3,050	3,100

利用人数：月間の利用人数(実人数)

時間/月：月間のサービス提供時間数

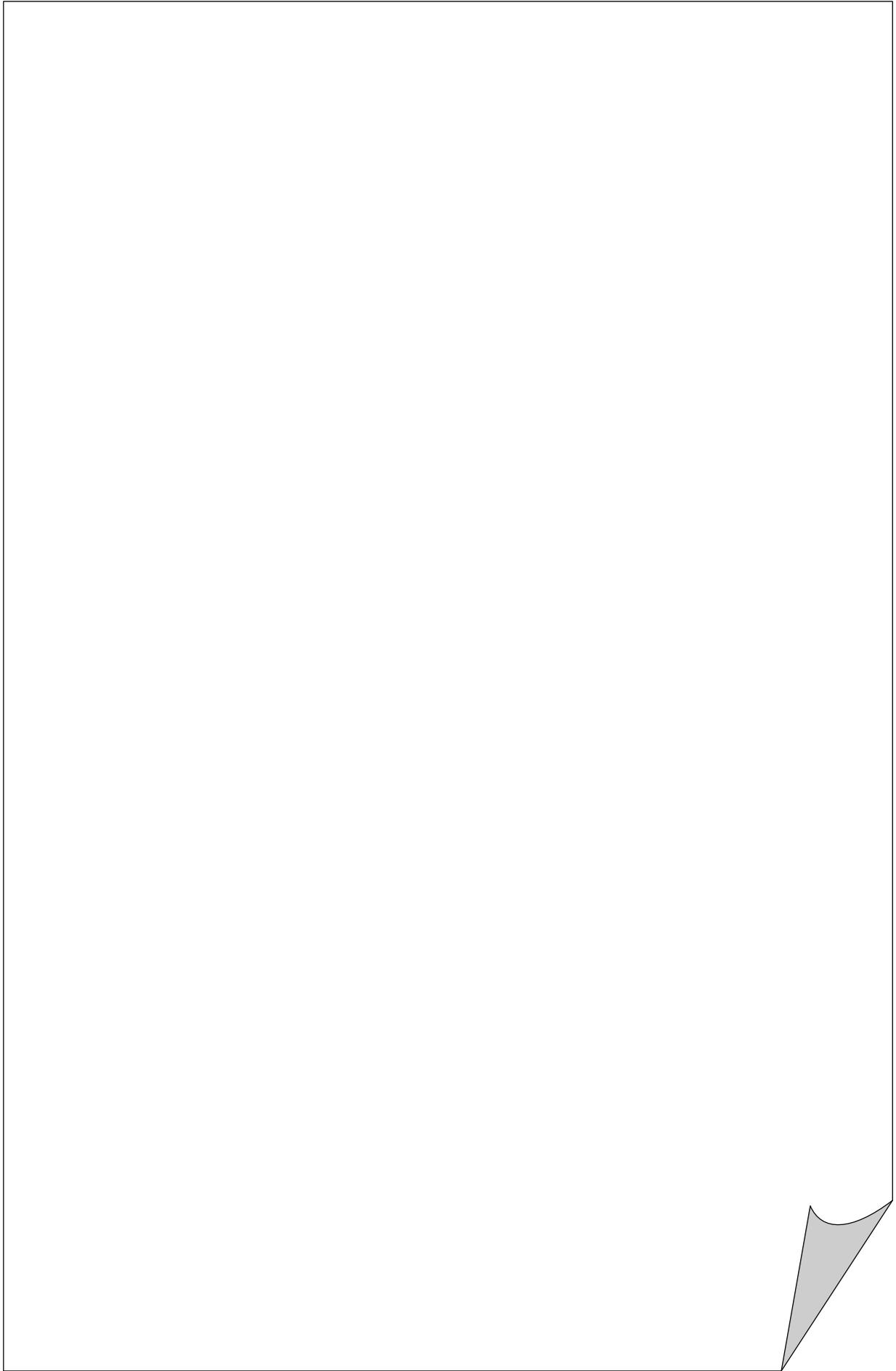
人日/月：「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出される

サービス量



さっぽろ^{しょう}障^{しゃ}がい者プラン

ほんぺん
本編



第1章 障がい者プランの目的と位置付け

1 障がい者プランの目的

障がい者プランは次の計画で構成しています。

- ・ 障がい者保健福祉計画
- ・ 障がい福祉計画（第3期）

（1）障がい者保健福祉計画

根拠法：障がい者基本法

障がいのある方の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

（2）障がい福祉計画（第3期）

根拠法：障がい者自立支援法

障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

障がい者保健福祉計画【障がい者基本法】

障がい福祉に関する基本計画

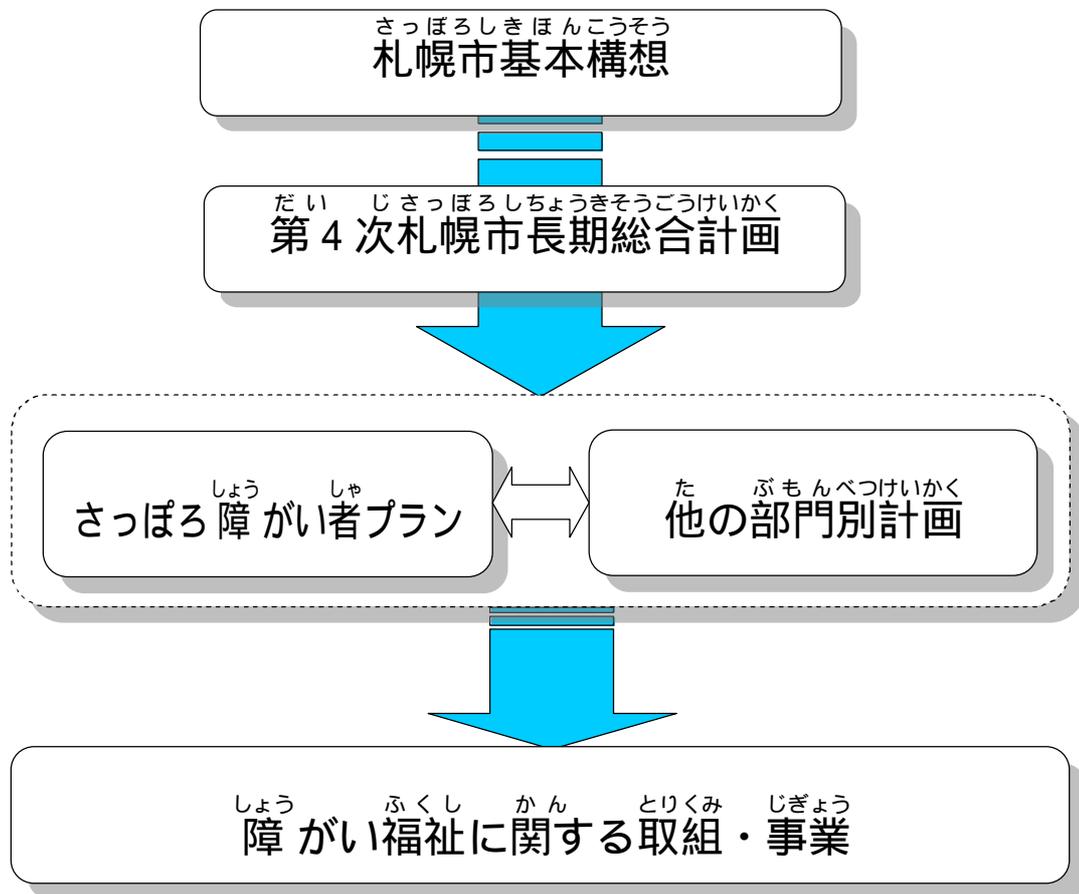
障がい福祉計画【障がい者自立支援法】

障害福祉サービスに関する実施計画

2 障がい者プランの位置付け

障がい者プラン（障がい者保健福祉計画・障がい福祉計画）は、札幌市基本構想と第4次札幌市長期総合計画を上位計画とし、他の部門別計画との整合を図りながら定めた札幌市における障がい福祉施策に関する部門別計画です。

また、国で定める「障害者基本計画」などとも整合を図りながら策定しております。



さんこう ほけん ふくし かんれん けいかく
<参考：保健福祉に関連する計画>

ちいき ふくししゃかいけいかく へいせい ねん がつさくてい
地域福祉社会計画（平成24年3月策定）

しみん じぎょうしゃ ぎょうせい きょうどう あんしん く
市民、事業者、行政の協働のもとで、「安心して暮らせるぬく
もりのある地域福祉社会の実現」を目的としています。福祉のまち
すいしんじぎょう はじ ちいき ささ あ かつどう はひろ しみん
推進事業を始めとする地域での支え合い活動への幅広い市民の
さんか そくしん ちいき ふくし てきせつ りよう すいしんとう
参加の促進や、地域における福祉サービスの適切な利用の推進等に
かん じこう ないよう
関する事項を内容としています。

こうれいしゃ ほけん ふくし けいかく かいご ほけん じぎょう けいかく へいせい ねん がつさくてい
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年3月策定）

こんご しんてん じんこうこうぞう こうれいか さい ねんど
今後も進展する人口構造の高齢化に際し、24年度から26
ねんど あいだ さっぽろし とく しさく あき
年度までの間に札幌市が取り組むべき施策を明らかにするととも
かいご ほけん せいど えんかつ うんえい けいかくてき じつげん さくてい
に、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するため策定した
ものです。

じさつ そうごう たいさく こうどう けいかく へいせい ねん がつさくてい
自殺総合対策行動計画（平成22年3月策定）

「ひとりでも多くの命を救う」ことを目的とし、自殺対策基本法、
じさつ そうごう たいさく たいこう およ じさつ たいさく か そく か もと かんけいきかん
自殺総合対策大綱及び自殺対策加速化プランに基づき、関係機関
れんけい きょうりょく はか じさつ たいさく そうごう てき こうか てき
との連携・協力を図りながら、自殺対策を総合的かつ効果的に
すいしん ぐたいてき とりくみ けいかく さくてい
推進するための具体的な取組・計画を策定したものです。

健康さっぽろ21 - 札幌市健康づくり基本計画(平成14年12月策定)

国が策定した「健康日本21」の札幌市版です。21世紀の札幌市民の生涯を通じた健康の実現に向けて、健康づくりに対する目標を設定し、市民一人ひとりが主体的に健康増進を図っていくことを目指すための指針です。

さっぽろ医療計画(現在のところ仮称)

市民が生涯を通じて健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた望ましい医療体制の構築を基本理念として策定したものです。

3 計画期間

障がい者プランの計画期間は次のとおりです。

障がい者保健福祉計画 6年間

(平成24年4月から平成30年3月まで)

障がい福祉計画 3年間

(平成24年4月から平成27年3月まで)

前計画における計画期間は、障がい者保健福祉計画は平成15年4月から平成25年3月、障がい福祉計画は平成21年4月から平成24年3月としておりました。

このたび、両計画を「障がい者プラン」とし一体的なものとして改定を行い、平成24年4月から開始いたします。(障がい者保健福祉計画は、計画期間を1年前倒しして改定いたしました。)

なお、^{かんけいほうれい}関係法令の^{かいせい}改正が行われた^{おこな}場合などには、^{ばあい}必要に応じて^{ひつよう}適宜^{おう}に見直しを^{てきぎ}図るものとします。



4 障がい福祉を取り巻く現状と課題

(1) 国における障がい者制度改革の動き

平成15年から始まった「支援費制度」は、ノーマライゼーションの理念に基づき、「施設から地域へ」という障がいのある方の地域生活を重視する大きな流れが作り出されました。

その後、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス体系の再編など、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等が図られてきたところです。また、同法の施行後には、法の定着を図るため、激変緩和のために累次の対策が講じられてきたところです。

こうした中、平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、そのもとで障がい当事者やその家族を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が平成22年1月から開催されており、「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結のために必要な国

ないほう せいび はじ しょう かた かか せいかいかく む
内法の整備を始めとする障がいのある方に係る制度改革に向けた
せいりよくてき けんとう おこな
精力的な検討が行われています。

しょう ほけんふくしぶんや げんこう しょうがいしゃじりつしえんほう
障がい保健福祉分野については、現行の「障害者自立支援法」を
はいし せいで たにま しえん ていきょう ここ もと ちいき
廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域
せいかつしえんたいけい せいびとう ないよう しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう
生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)
せいてい
を制定することとされています。

また、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に
たい しえんとう かん ほうりつ しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう せいてい
対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が制定されると
ともに、「障害者基本法」が改正されたところです。

(2) ニーズの高度化・多様化

しょう かた ちいき あんしん せいかつ
障がいのある方が地域で安心して生活していくことができるよう、
しょうがいしゃじりつしえんほう もと しょうがいふくし ちゅうしん さまざま
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを中心に、様々な
とりくみ じっし
取組を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に
おう こま しえん しゅっしょう がくれいき せいじん いた
応じたきめ細かな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライフ
おう き め しえん もと
ステージに応じた切れ目のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、しょうがいしゃじりつしえんほう
しょうがいしゃじりつしえんほう
障害者自立支援法など
ほうてい たいおう むずか さっぽろしどくじ とりくみ
による法定サービスのみでは対応が難しいため、札幌市独自の取組も
あわ じっし しえん かた ひ つづ けんとう
併せて実施するなど、支援のあり方について引き続き検討していく
ひつよう
必要があります。

(3) 市民自治の推進

くに しょう しゃしさく おお か しょう
国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいの
かた しょう おう しつ たか しえん おこな ぎょうせい
ある方のニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行政
とりくみ しみんじち かんが かた もと ちいき
による取組のほかに、市民自治の考え方に基づき、地域のボランティ

ア・関係団体、事業者等の地域の福祉力を活用するなど、障がいのある人を地域全体で支え合う体制づくりが必要です。

(4) 札幌市における施策展開

平成15年3月に「札幌市障がいしゃほけんふくしけいかく」を策定し、以後10年間にわたる障がい福祉施策の方向を定めました。

また、平成19年3月には「障がい福祉計画(第1期)」を、平成21年3月には「障がい福祉計画(第2期)」をそれぞれ策定し、障がいのある方の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めてきました。

(5) 障がい者施策に関する主な動向

- | | |
|-------|--|
| 平成15年 | 支援費制度の施行
札幌市障がいしゃほけんふくしけいかくの策定 |
| 平成18年 | 障がいしゃじりつしえんほうの施行 |
| 平成19年 | 札幌市障がい福祉計画(第1期)の策定
障がいしゃけんりかんじょうやくしよめい
障がい者の権利に関する条約への署名 |
| 平成21年 | 札幌市障がい福祉計画(第2期)の策定
ないかくふしやうしやせいどかいかくすいしんほんぶせっち
内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置 |
| 平成22年 | 障がいしゃじりつしえんほうの改正 |
| 平成23年 | 障がいしゃぎやくたいぼうしほうの成立(平成24年10月施行予定) |
| | 障がいしゃきほんほうの改正 |
| 平成24年 | さっぽろ障がい者プランの策定 |

【参考】ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、障がいのない人と一緒に
助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする
考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

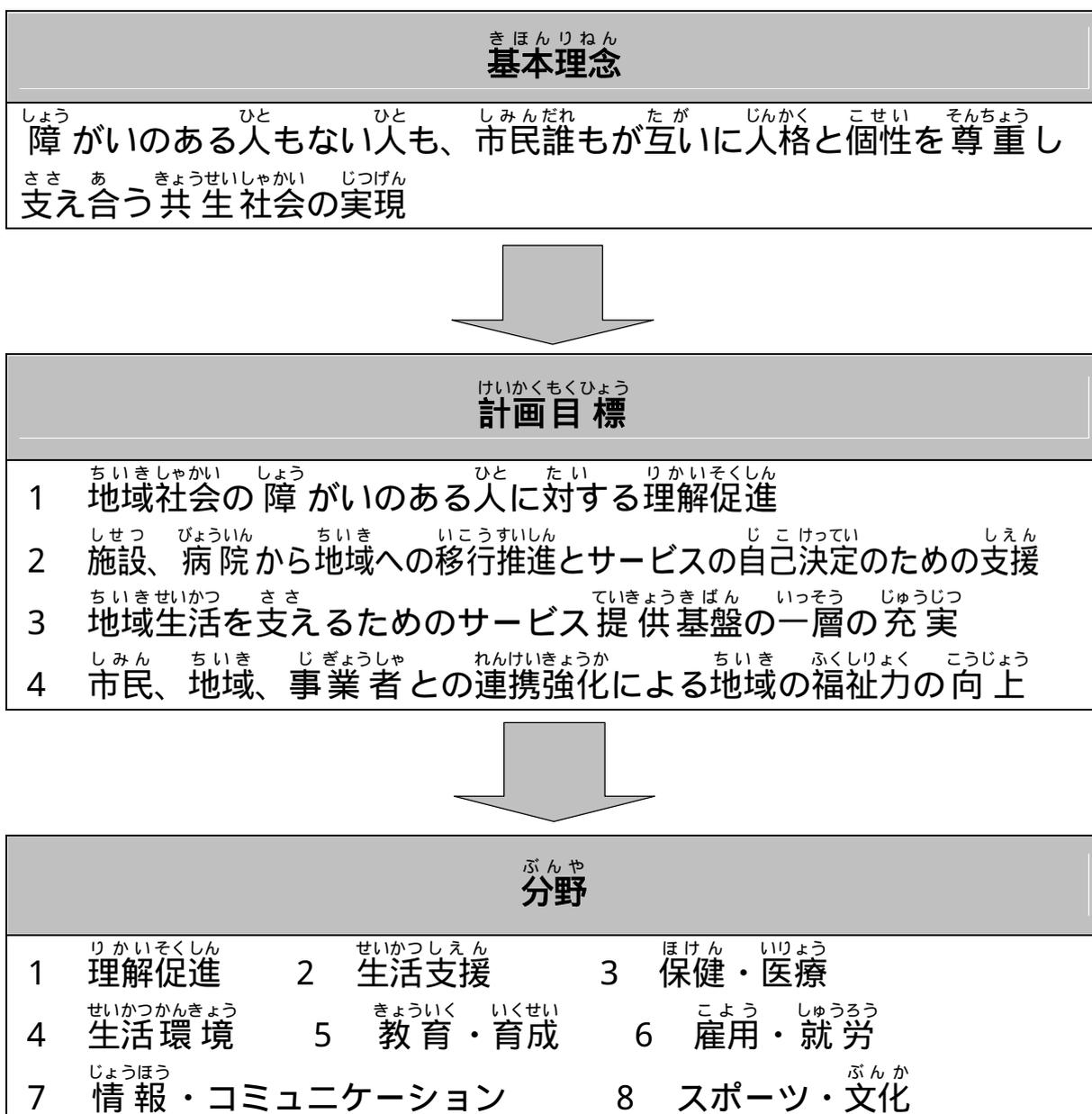
障がい者保健福祉計画の部

第2章 障がい者保健福祉計画の体系

1 計画体系図

(1) 基本理念・計画目標・分野

基本理念の実現に向け、4つの計画目標を8つの分野に分けて施策展開していきます。



(2) 分野ごとの基本施策

8つの分野それぞれに基本施策を設定し取組を推進していきます。

分野1 理解促進

- 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 2 公共サービス従事者などに対する理解促進
- 3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報
- 4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

分野2 生活支援

- 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 4 地域福祉を担う人材育成・確保

分野3 保健・医療

- 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実
- 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 3 精神保健・医療の充実

分野4 生活環境

- 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- 2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

ぶんや
分野5 教育・育成

- 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実
お う そ う だ ん し え ん た い せ い じ ゅ う じ つ
- 2 早期療育の充実
そ う き り ょ う い く じ ゅ う じ つ
- 3 学校教育の充実
が っ こ う き ょ う い く じ ゅ う じ つ
- 4 卒業後の支援
そ つ ぎ ょ う ご し え ん

ぶんや
分野6 雇用・就労

- 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
こ こ た い お う し ゅ う ろ う そ う だ ん し え ん た い せ い じ ゅ う じ つ
- 2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）
こ よ う ば か く だ い い っ ぱ ん し ゅ う ろ う ふ く し て き し ゅ う ろ う
- 3 福祉施設から一般就労への移行推進
ふ く し し せ つ い っ ぱ ん し ゅ う ろ う い こ う す い し ん

ぶんや
分野7 情報・コミュニケーション

- 1 情報バリアフリー化の推進
じ ゅ う ほう か す い し ん
- 2 情報提供の充実
じ ゅ う ほう て い き ょ う じ ゅ う じ つ
- 3 コミュニケーション支援体制の充実
し え ん た い せ い じ ゅ う じ つ

ぶんや
分野8 スポーツ・文化

- 1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援
ぶ ん か げ い じ ゅ つ か つ ど う し ょ う が い が く し ゅ う か つ ど う た い し え ん

ぶんや りかいそくしん
分野1 理解促進

げんじょう かだい
< 現状と課題 >

きょうせいしゃかい じつげん しみん きぎょう ひろ しゃかいぜんたい しょう
 共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障
 がいのある人に対する理解促進を一層進める必要があると
 かんが
 考えられます。

しょうがいしゃきほんほう しょう ふくし かん
 そのためには、障害者基本法をはじめとした障がい福祉に関する
 せいどう ふきゅう はか しょう どうじしゃ ふきゅう けいはつかつどう いっそう
 制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・啓発活動を一層
 すいしん しょう ひと たい けんりようご りかい
 推進するなど、障がいのある人に対する権利擁護について理解を
 そくしん ひつよう かんが
 促進する必要があると考えられます。

きほんほうしん
基本方針

きほんほうしん しょう ひと ひと しみんだれ たが じんかく こせい
基本方針1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を
 そんちょう ささ あ きょうせいしゃかい りねん ふきゅう はか
 尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図ります。

きほんほうしん ちいきしゃかい しょう ひと たい りかい そくしん
基本方針2 地域社会に、障がいのある人に対する理解を促進します。

きほんほうしん しみん きぎょう じしゅてき ふくしかつどう しえん すいしん りかいそくしん
基本方針3 市民や企業の自主的な福祉活動を支援・推進し、理解促進
 はか
 を図ります。

きほんしさく
基本施策

きほんしさく けいはつ こうほうかつどう ふくしきょういく すいしん
基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

きほんしさく こうきょう じゅうじしゃ たい りかいそくしん
基本施策2 公共サービス従事者などに対する理解促進

きほんしさく しょう ひと たい けんりようごとう かか けいはつ こうほう
基本施策3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報

きほんしさく かつどう しゃかいこうげんかつどう りかいそくしん
基本施策4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

市民が地域と関わりを持ち、障がいのある方を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。

子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。

<重点取組>

広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報

広く地域住民に対して、障がい福祉に関する理解促進を一層進め、障がい福祉施策等について積極的に広報することで、障がい者福祉の向上を図ります。

出前講座等を活用した障がい福祉施策の周知

市職員が地域に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民のみなさんと情報提供・情報共有を行い、障がい福祉について一緒に考えていきます。

福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）

学校教育において障がいのある人に対する理解を深めてもらうため、福祉読本を作成し、市内小学校6年生を対象に配布し、授業に役立てます。

しょうがいしゃしゅうかんきねんじぎょう じっし 障害者週間記念事業の実施

しょう しゃふくし かんしん りかい ふか しょう
障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障
がい者のしゃかいさんか いっそうそくしん しょうがいしゃしゅうかん がつ
社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3
~9日）の期間中、けいはつじぎょうとう おこな
啓発事業等を行います。

きほんしさく こうきょう じゅうじしゃ たい りかいそくしん 基本施策2 公共サービス従事者などに対する理解促進

こうきょう じぎょうしゃとう たい ちいきふくし かんしん りかい ふか
公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めても
らうため、かくしゅけんしゅう じっし りかいそくしん とりくみ すす
各種研修の実施など理解促進の取組を進めます。

じゅうてんとりくみ < 重点取組 >

ふくし ていきょうじぎょうしゃとう たい けんしゅう じゅうじつ
福祉サービス提供事業者等に対する研修の充実

きょたく かいごじぎょうしょ ていきょうせきにしやとう たいしょう こべつ
居宅介護事業所のサービス提供責任者等を対象に、個別
しえんけいかく さくせい かが けんしゅう じっし りようしゃひとり
支援計画の作成に係る研修を実施することにより、利用者一人
ひとりの実態に即した個別支援への取組を促し、りようしゃ じりつ
利用者の自立
せいかつそくしん はか
生活促進を図ります。

いりょう ふくしけい がっこう ようせいしせつ しょう
また、医療・福祉系の学校・養成施設において、障がいのあ
るかた さまざま たいおう しえんぎじゆつ ちしきしゅうとく
る方の様々なニーズに対応する支援技術・知識習得のための
けんしゅう じゅうじつ はたら
研修プログラムが充実されるよう、働きかけてまいります。

しょう どうじしゃ こうしはけん 障がい当事者の講師派遣

しょう どうじしゃ こうし ようせい とうろく こうし かた がっこう
障がい当事者を講師として養成・登録し、その講師の方を学校、
きぎょうなど はけん こうぎ とう おこな
企業等に派遣して、講義やディスカッション等を行うことで、
しょう ひと たい りかいそくしん はか
障がいのある人に対する理解促進を図ります。

基本施策3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報

地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図るほか、各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。

障害者基本法、障害者虐待防止法、北海道障がい者条例など制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。

< 重点取組 >

北海道障がい者条例の普及

北海道や関係機関と連携し、障がいのある方々の権利の擁護と障がいのある方々が暮らしやすい地域づくりの推進を図るために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

福祉ガイド等を作成・配布し、権利擁護に関する窓口を紹介するほか、権利擁護に係る啓発・広報に努めます。

障がい当事者等の意見反映

障がいのある方をはじめ、広く市民の意見が市政に反映されるよう、市民の声を聴く機会の充実を図ります。

基本施策 4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

各種研修の実施や様々なボランティア活動を市民に紹介することにより、地域福祉活動の普及・啓発に努めます。

< 重点取組 >

ボランティア研修センターの運営

地域福祉活動を担う人材の育成・資質向上を図るため、各種研修の実施や調査、情報提供、ボランティアに関する相談・支援などを実施します。

まちづくり活動への支援(市民活動サポートセンターの運営・さばーとほっと基金)

市民活動団体に対して、地域の課題などの解決に向けて自ら行動するための支援を充実します。

さばーとほっと基金(市民まちづくり活動促進基金)

市民からの寄附を原資に、市民団体への事業助成を行うとともに、寄附文化の醸成を図ります。

【参考】北海道障がい者条例について

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(略称：北海道障がい者条例)は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。

おも しさく はしら つぎ
主な施策の柱は次の3つです。

- 1 障がいのある方の暮らしやすい「地域づくり」を進めます
- 2 地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します
- 3 障がいのある方の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます

さっぽろし ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと しょう
札幌市におきましても、北海道障がい者条例に基づき、障がいの
ある方も障がいのない方も、共に暮らしやすいまちづくりを目指して
いきます。

さんこう しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃ ていぎ
【参考】障害者基本法による障害者の定義について

しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく た しんしん
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身
きのう しょうがい もの しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき
の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的
ににちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとい
います。

しょうがいしゃきほんほうだい じょう
(障害者基本法第2条)

かんれんけいかく ぶんや りかいそくしん
関連計画（分野1：理解促進）

さっぽろしちいきふくししゃかいけいかく
札幌市地域福祉社会計画

さっぽろししみん かつどうそくしんきほんけいかく
札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

分野2 生活支援

< 現状と課題 >

福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに応じた支援や、ライフステージに応じた一貫した支援が求められているほか、これからの地域福祉を担う人材の育成が求められています。

重度障がいのある人、発達障がいのある人が地域で生活していくための支援体制や、障がいのある人が高齢になっても安心して暮らすことができるような支援体制を充実する必要があると考えられます。

障がいのある人の社会参加促進のため、必要な移動手段の確保が求められています。

地域生活を送るうえで、市営住宅やグループホームなどの住まいの場の確保が求められています。

基本方針

基本方針1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図ります。

基本方針2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の福祉力との連携により、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

きほんしさく
基本施策

きほんしさく	こ	こ	たいおう	しえんたいせい	ていきょうきばん	せいび
基本施策 1	個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備					
きほんしさく	し	せつにゆうしょしゃ	せいしんかびょういんにゆういんかんじゃ	ちいきせいかつ	いこうすいしん	
基本施策 2	施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進					
きほんしさく	ふく	しょうぐ	ふきゅうそくしん	りょうしえん	けんきゅうかいはつしえん	
基本施策 3	福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援					
きほんしさく	ちいき	ふくし	にな	じんざいいくせい	かくほ	
基本施策 4	地域福祉を担う人材育成・確保					

きほんしさく
基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

しょうがいしゃじりつしえんほう もと しょうがいふくし とう えんかつ ていきょう
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に
つと
努めます。

こ たいおう おう いっかん しえん
個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができ
よう、 そうだんしえんたいせい かんけいきかん れんけい じゅうじつ はか
るよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボラン
ティア等の地域福祉力を活用するなど、支援体制の充実に努めます。

じゅうどしょう かた いりょうてき ひつよう かた たい しえん じゅうじつ
重度障がいのある方、医療的ケアが必要な方に対する支援の充実
けんとう すず
について検討を進めます。

はったつしょう かた かぞく かた たい かんけいきかん れんけい
発達障がいのある方やその家族の方に対して、関係機関の連携を
はか ふう おう いっかん しえん じゅうじつ つと
図りながら、ライフステージに応じた一貫した支援の充実に努めます。

しょう かた こうれい ちいき あんしん せいかつ
障がいのある方が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、
ひつよう しえんたいせい じゅうじつ はか
必要な支援体制について充実を図ります。

いどうしえんじぎょう たいしょう がいしゅつ はんいとう かくじゅう
移動支援事業については、その対象となる外出の範囲等の拡充に
ひ つづ けんとう すず
ついて引き続き検討を進めます。

じゅうてんとりくみ
< 重点取組 >

そうだんしえんじぎょう じゅうじつ かんけいきかん れんけいたいせい きょうか
相談支援事業の充実・関係機関の連携体制の強化

しょう かがた ちいき あんしん せいかつ
障がいのある方が地域で安心して生活することができるよ
う、相談支援事業の充実と、関係機関の連携による相談支援
たいせい きょうか はか
体制の強化を図ります。

かくしゅじぎょう じっし ちいきじりつしえんきょうぎかい ちゅうしん
各種事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を中心と
かんけいきかんそうご れんけいたいせい きょうか はか てきせつ しえん ていきょう
した関係機関相互の連携体制の強化を図り、適切な支援を提供
します。

しょう ぶくしけいかく ぶ らん
障がい福祉計画の部（86ページ）もご覧ください。

しょうがいふくし かくしゅ えんかつ ていきょう
障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供

しょうがいしゃじりつしえんほう もと しょうがいふくし ていきょうきばん
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供基盤
じゅうじつ しょう かがた たい こうつうひじょせい きんのう
の充実のほか、障がいのある方に対する交通費助成、機能
かいふく くんれん とくべつしょうがいしゃてあてどう しきゅう えんかつ
回復・訓練、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス
ていきょう つと
提供に努めます。

しょう ぶくしけいかく ぶ いこう らん
障がい福祉計画の部（74ページ以降）もご覧ください。

じゅうど しょうがい かがた たい しえん じぎょう
重度の障害のある方に対する支援（パーソナルアシスタンス事業）

じゅうどしょう しゃ ここ じょうきょう たいおう こま
重度障がい者の個々の状況やニーズに対応したきめ細か
しえん ていきょう ちいき あんしん く
な支援を提供し、地域で安心して暮らしていくことができるよ
う、ゆうしょう どう ちいき ぶくしりよく かつよう しくみ
う、有償ボランティア等の地域福祉力を活用した仕組みを
と い かいじょせいど じゅうじつ はか
取り入れるなど、介助制度の充実を図ります。

じぎょう さっぽろしどくじ せいど
パーソナルアシスタンス事業（札幌市独自の制度）

ざいたく せいかつ じゅうど しんたいしょう かがた ちいきじゅうみん
在宅で生活する重度の身体障がいのある方が、地域住民

とう かいじょう う ばあい ひつよう ひよう しきゅう
等から介助を受けた場合に必要となる費用を支給します。

いりょうてき ひつよう じゅうど しょう かた たい ちいきせいかつ
医療的ケアが必要な重度の障がいのある方に対する地域生活
しえん じゅうじつ けんとう
支援の充実の検討

いりょうてき ひつよう じゅうど しょう かた あんしん
医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方が安心して
にっちゅうかつどうとう さんか じゅうじつ ちいきせいかつ おく
日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることが
できよう、サービス提供基盤の整備について検討を進めます。

しょう かた こうれいか たい しえん けんとう
障がいのある方の高齢化に対する支援の検討

こうれいか しんしん きのう ていか かた ちいき あんしん せいかつ
高齢化により心身の機能が低下した方が地域で安心して生活
できよう、しょうがいしゃ じりつ しえんほう かいごほけんほう
障害者自立支援法や介護保険法のサービスを
ちゅうしん どう ちいきふくしりょく かつよう しえん
中心に、ボランティア等の地域福祉力も活用するなど、支援
たいせい かた ひ つづ けんとう しえん じゅうじつ ほか
体制のあり方について引き続き検討し、支援の充実を図ります。

いどうしえんじぎょう かくじゅう けんとう
移動支援事業の拡充の検討

いどうしえんじぎょう りようたいしょう がいしゅつ はんいとう
移動支援事業については、利用対象となる外出の範囲等に
しみん ふ かくじゅう む けんとう
ついて、市民ニーズを踏まえ、その拡充に向けた検討を
ひ つづ すす
引き続き進めます。

しょう ふくしけいかく ぶ らん
障がい福祉計画の部（89ページ）もご覧ください。

とう ちいきふくしりょく かつよう しえんたいせい じゅうじつ けんとう
ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制の充実の検討

しょう かた ちいき あんしん せいかつ
障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、ボランテ
とう ちいきふくしりょく かつよう しえんたいせい かた けんとう
ィア等の地域福祉力を活用した支援体制のあり方について検討
します。

しょう かた たい けんりようご ぎゃくたいぼうしたいさく すいしん
障がいのある方に対する権利擁護、虐待防止対策の推進

しょう しゃ そうだんうんえいじぎょう せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう
障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業
いっそう すいしん しょう かた けんりようご そうだん
の一層の推進により、障がいのある方の権利擁護のための相談
しえんたいせい きょうか はか
支援体制の強化を図ります。

また、へいせい ねん がつ しこう よてい しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう
平成24年10月施行予定の障害者虐待防止法に
もと つうほう そうだんまどぐち じゅうじつ かんけいきかん
基づき、通報・相談窓口の充実や関係機関とのネットワーク
たいせいきょうか ぎゃくたいぼうし とりくみ すず
体制強化などの虐待防止の取組を進めます。

しょう ぶくしけいかく ぶ 87、95、96ページ もご覧く
障がい福祉計画の部(87、95、96ページ)もご覧く
ださい。

ちんたいしえんじぎょう ぶきゅう
あんしん賃貸支援事業の普及

みんかん じゅうたくかんけいじぎょうしゃ たい ちんたいしえんじぎょう
民間の住宅関係事業者に対して「あんしん賃貸支援事業」
しゅうち おこな こうれい かた しょう かた う い
の周知を行い、高齢の方や障がいのある方などを受け入れる
みんかんちんたいじゅうたく どうろく うなが
民間賃貸住宅の登録を促します。

ちんたいしえんじぎょう
あんしん賃貸支援事業

こうれい かた しょう かた がいこくじん かたおよ こそだ せたい
高齢の方や障がいのある方、外国人の方及び子育て世帯に
たい にゅうきよ う い みんかんちんたいじゅうたく ちゅうかい
対して、入居を受け入れる民間賃貸住宅、仲介をサポート
きょうりょくてん にゅうきよしゃ きょじゅうしえん おこな しえんだんたい
する協力店、入居者の居住支援を行っている支援団体の
じょうほう ていきょう みんかんちんたいじゅうたくさがし きょじゅうしえん
情報を提供することで、民間賃貸住宅探しや居住支援を
おこな じぎょう
行う事業。

しょうひしゃひがいぼうし じぎょう
消費者被害防止ネットワーク事業

ちいき しょうひしゃもんだい せいつう しょうひせいかつすいしんいん はいち かんけい
地域に消費者問題に精通する消費生活推進員を配置し、関係
きかん たいせい しょう ほう こうれい かた
機関とのネットワーク体制により、障がいのある方や高齢の方

しょうひしゃひがい そうきはっけん きゅうさい みぜんぼうし はか
の消費者被害の早期発見と救済、未然防止を図ります。

しょう じ しゃしえんしさく さいせいり いちげんか
障がい児・者支援施策の再整理・一元化

へいせい ねん よてい しょう じ しゃ かん しさくてんかい ほけん
平成25年(予定)から、障がい児・者に関する施策展開を保健
ふくしきょく とうごう じ しゃいっかん き め しえん じつげん めざ
福祉局に統合し、児・者一貫した切れ目のない支援の実現を目指
します。

はったつしょうがいしゃしえんたいせいせいびじぎょう
発達障がい者支援体制整備事業

へいせい ねん がつ はったつしょうがいしゃしえんほう しこう はったつしょう
平成17年4月から発達障がい者支援法が施行され、発達障がいのあ
ひと しゃかい じゅうぶん かつやく しえん たいせい
る人たちが社会で十分活躍できるよう、支援の体制づくりに
とく
取り組んでいます。

おも とりくみ
<これまでの主な取組>

はったつしょう しゃしえん かん かんけいきかんとう じょうほうていきょう いけん
発達障がい者支援に関する関係機関等での情報提供・意見
こうかん おこな かない もんだいてん たいおうさくとう じょうほう ちしき きょうゆうか
交換を行い、課題や問題点、対応策等について情報・知識の共有化
はか
を図ってきました。

はったつしょう かた さくひんてん じっし ふきゅうけいはつようさっし さくせい
発達障がいのある方の作品展の実施や普及啓発用冊子の作成な
つう ひろ しみん たい はったつしょう りかいそくしん はか
どを通じて、広く市民に対し発達障がいについて理解促進を図っ
てきました。

こんご おも とりくみ
<今後の主な取組>

ちいき ふくし いりょうかんけいきかん おや かい はったつしょう しゃ しえん
地域の福祉・医療関係機関、親の会など、発達障がい者を支援す
たちば せんもんか きょうりょく え ふきゅうけいはつようさっし
る立場の専門家の協力を得ることにより、普及啓発用冊子を
さくせい はいふ ひ つづ さまざま しゅほう ふきゅう けいはつ はか
作成・配布するなど、引き続き様々な手法で普及・啓発を図ります。

く やくしょ かくそうだんまどぐち しょくいん たいしょう はったつしょう かん ちしき
区役所の各相談窓口の職員を対象に発達障がいに関する知識
じょうほう ていきょう ないよう けんしゅうかいどう かいさい にちじょうぎょうむ
と情報の提供を内容とする研修会等を開催し、日常業務へのバ
いっそうじゅうじつ
ックアップを一層充実します。

おやしえん ぎょうむ せんもんしょく たいしやう じんざいいくせい
親支援を業務とする専門職を対象とした人材育成として、
はったつしやう しえんぎじゆつ かん せんもんしょくけんしゆう りんしやうじっしゆう
発達障がい支援技術に関する専門職研修（臨床実習）のプロ
グラムに基^{もと}づき、実^{じっしゆう}習の定例化^{ていれいか}に向け準備^{む じゆんび}を進^{すす}めます。

おや そろだんやく ひと ようせいけんしゆう じゆんかい
ペアレントメンター(親の相談役となる人)の養成研修や、巡回
しえんせんもんいん じゆんかいしどうじぎやう おこな しえん じゆうじつ
支援専門員による巡回指導事業を行うことにより、支援の充^{はか}実^{じゆうじつ}を
図^{はか}ります。

きほんしさく しせつにゆうしや せいしんかびやういんにゆういんかんじゃ ちいきせいかつ いこうすいしん 基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

しょう かつ ちいき あんしん く そろだん
障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、相談
しえんたいせい しょうがいふくし どう ていきょうきばん じゆうじつ はか
支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充^{はか}実^{じゆうじつ}を図^{はか}りま
す。

ちいきいこう ちいきていちゃく む しえんたいせい じゆうじつ はか ちいき
地域移行・地域定着に向けた支援体制の充^{はか}実^{じゆうじつ}を図^{はか}るほか、地域にお
ける住^すまいの場^ばの充^{はか}実^{じゆうじつ}を図^{はか}ります。

じゆうてんとりくみ < 重点取組 >

ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん
地域移行支援・地域定着支援

にゆうしよしせつ せいしんかびやういん ほうもん そろだん しょうがいふくし
入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サー
びス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、
れんらくたいせい きんきゆうたいおう ちいきいこう ちいきていちゃく む とりくみ
連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を
すいしん
推進します。

しょう ふうしけいかく ぶ らん
障がい福祉計画の部(81、82ページ)もご覧ください。

とう せいびすいしん
グループホーム等の整備推進

せいびひ いちぶ ほじよ おこな
グループホーム・ケアホームの整備費の一部に補助を行うこと

とにより整備を推進し、地域における居住の場を充実します。
障がい福祉計画の部(80ページ)もご覧ください。

地域生活の体験支援

施設・自宅以外の場所(地域生活体験室)に宿泊して地域生活を体験していただくことで、身体に障がいのある方の地域移行を促進します。

住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組

市営住宅抽選時の優遇や、あんしん賃貸支援事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の市場全体で住宅セーフティネット(安全策)を構築し、高齢の方、障がいのある方など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目指します。

入所施設等との情報共有・連携

地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めます。

基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援

補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努め

ます。

教育・研究機関と連携し、福祉・介護器具の開発など、地域特性を活かした新技術・新製品の開発を促進します。

じゅうてんとりくみ
< 重点取組 >

ほ そうぐひ しきゅう にちじょうせいかつようぐ きゅうふ
補装具費の支給、日常生活用具の給付

しょうがいしゃじりつしえんほう もと しんたい しょう かた しんたい
障害者自立支援法に基づき、身体に障がいのある方の身体
きのう ほかん だいたい しょくぎょう た にちじょうせいかつ のうりつこうじょう
機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上

はか ほ そうぐ にちじょうせいかつようぐ てきせつ しきゅう
を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します。

しょう ふくしけいかく ぶ らん
障がい福祉計画の部（89ページ）もご覧ください。

ふくしょうぐ ふきゅう てんじ
福祉用具の普及（展示、リサイクルなど）

ふくしょうぐ じょうせつてんじ せっち ふよう ふくし
福祉用具の常設展示コーナーの設置や、不用になった福祉
ようぐとう かん じょうほう はしわた おこな ふきゅう
用具等のリサイクルに関する情報の橋渡しを行うなど、普及に
つと
努めます。

ふくしさんぎょうきょうどうけんきゅうじぎょう
福祉産業共同研究事業

いりょう かいご かんご ふくしぶんや さんがくかん きょうどうけんきゅう けんきゅう
医療・介護・看護・福祉分野の産学官による共同研究、研究
かいはつ そくしん はか
開発の促進を図ります。

きほんしさく ちいきふくし にな じんざいいくせい かくほ
基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

かくしゅけんしゅう じっし かつどう たい しえん つう
各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、
ちいきふくしかつどう にな じんざい いくせい つと
地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

じゅうてんとりくみ
< 重点取組 >

けんしゅう うんえい さいけい
ボランティア研修センターの運営（再掲）

さんしょう
16ページ参照

ふくし ていきょうじぎょうしゃとう たい けんしゅう じゅうじつ さいけい
福祉サービス提供事業者等に対する研修の充実（再掲）

さんしゅう
14ページ参照

とう ちいきふくしりょく かつよう しえんたいせい じゅうじつ けんとう
ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制の充実の検討
(再掲)

さんしゅう
21ページ参照

げんき しえんじぎょう
元気なまちづくり支援事業

く ちいき とくせい い げんき みりょく ちいき
区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりの
すいしん もくてき く そういくふう さいりょう しょう
推進を目的として、区の創意工夫や裁量によって、障がいのある
かた しみん しゅたいてき おこな ちいきかだいかいけつ む とりくみ
方をはじめ市民が主体的に行う地域課題解決に向けた取組に
たい しえん おこな
対する支援を行います。

かんれんけいかく ぶんや せいかつしえん
関連計画（分野2：生活支援）

さっぽろしちいきふくししゃかいけいかく
札幌市地域福祉社会計画

さっぽろしじゅうたく
札幌市住宅マスタープラン 2011

さっぽろししみん かつどうそくしんきほんけいかく
札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

さっぽろしさんぎょうしんこう
札幌市産業振興ビジョン

さっぽろししょうひしゃきほんけいかく
札幌市消費者基本計画

ぶんや ほけん いりょう
分野3 保健・医療

げんじょう かだい
<現状と課題>

こ すこ そだ しっぺい しょう そうきはっけん はか
子どもが健やかに育つよう、疾病・障がいの早期発見が図られる
たいせい こま そうだん う たいせい ひつよう
体制や、きめ細かに相談を受けられる体制が必要であると
かんが
考えられます。

しょう ひと みちが ちいき あんしん てきせつ いりょう う
障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けること
ができるよう、いりょうたいせい じゅうじつ しょう りかい いりょう
医療体制の充実や、障がいについての理解を医療
きかん たい いっそうそくしん ひつよう かんが
機関に対して一層促進する必要があると考えられます。

せいしん しょう ひと あんしん ちいきせいかつ おく
精神に障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよ
う、せいしんかいりょう きゅうきゅういりょうたいせい せいび はか ひつよう
う、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があると
かんが
考えられます。また、せいしんしょう しゃ たい いりょうひ
精神障がい者に対する医療費について、その
ふたんけいげん もと こえ よ
負担軽減を求める声が寄せられています。

きほんほうしん
基本方針

きほんほうしん 1 けんこう かくしゅけんさ かん ふきゅう けいはつ すいしん しょう
基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障が
いげんいん しっぺい よぼう そうきはっけん そうきりょういく はか
いの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育を図りま
す。

きほんほうしん 2 しょう ひと たい ほけん いりょう じゅうじつ
基本方針2 障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を
はか ちいきせいかつ しえん
図り、地域生活を支援します。

基本施策

基本施策 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実

基本施策 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

基本施策 3 精神保健・医療の充実

基本施策 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実

保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育の充実を図ります。

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供に努めます。

< 重点取組 >

妊婦支援相談事業

妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安心・安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

母子関連マス・スクリーニング検査

新生児、乳幼児、妊婦を対象とした母子保健全般にわたる病気の早期発見のためのマス・スクリーニング検査（集団検査）を行い、早期治療に結びつけるとともに、母子保健情報の共有化を図るため、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センタ

一との緊密な連携により、迅速かつ適切な患者の診断・治療に結びつける体制の構築を図ります。

乳幼児健康診査

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児のすべての子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等障がい等を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、育児に関する指導を行い、もって乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

子どものころとからだに関する医療提供体制の充実

障がいの原因となる疾病の早期発見、早期療育や重複障がい児への適切な医療支援体制を構築するため、平成25年（予定）に市立札幌病院静療院の大規模改修を行い、静療院児童心療センターと発達医療センターの機能を統合した新医療機関を開設します。

療育指導（療育支援事業、先天性障がい児早期療育事業）

発達に心配のある子どもを対象に、子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に保護者の複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気づきができるように働きかけ、個々の子どもに合った進路を共に考え必要な情報を提供します。

また、ダウン症などの先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促す

とともに、^{いくじぜんばん ひつよう じょうほう ていきょう おこな} 育児全般に必要な情報の提供を行います。

^{じどうはつたつしえん うんえい しょうがいじつうしょしえん} 児童発達支援センターの運営（障害児通所支援サービス）

^{じどうふくしほう もと したいふじゆうじ ちてきしょう じ たい} 児童福祉法に基づき、^{みぢか りょういく ば きのうくんれん りょういくしどう おこな} 身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、^{ちいき しょう じ ほごしゃ たい しえん おこな} 地域の障がい児や保護者に対して支援を行います。

^{きほんしやく しょう たい てきせつ ほけん いりょう じゅうじつ} 基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

^{しんしん しょう けいげん はか いりょう いりょうひふたん けいげん もくてき} 心身の障がいの軽減を図る医療や、^{かくしゆきゆうふじぎょう ひ つづ おこな しょう かた たい いりょう じゅうじつ} 各種給付事業を引き続き行い、障がいのある方に対する医療の充実を図ります。

^{いりょうてき ひつよう じゅうどしょう かた たい ほけん いりょう ふくし} 医療的ケアが必要な重度障がいのある方に対する保健・医療・福祉の連携体制の充実を図ります。

^{さっぽろしどくじ のぞ いりょうたいせい こうちく む とりくみ すす} 札幌市独自の望ましい医療体制の構築に向けた取組を進めます。

^{じゅうてんとりくみ} < 重点取組 >

^{じりつしえんいりょうひ しきゅう} 自立支援医療費の支給

^{しょう ひと たい しんしん しょう けいげん はか} 障がいのある人に対し、その心身の障がいの軽減を図り、^{じりつ にちじょうせいかつ いとな ひつよう いりょう じりつしえん} 自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費の適切な支給を行います。

また、^{じりつしえんいりょう かか てきせい ひょうふたん かた} 自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、^{しょう かた いりょうひ ふたんけいげん はか くに} 障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対して働きかけてまいります。

じゅうどしんしんしょう しゃいりょうひじょせい
重度心身障がい者医療費助成

じゅうどしんしんしょう かた たい いりょうひ いちぶ じょせい
重度心身障がいのある方に対して医療費の一部を助成し、も
じゅうどしんしんしょう かた ほけん こうじょう きよ
って重度心身障がいのある方の保健の向上に寄与するととも
ふくし ぞうしん はか
に福祉の増進を図ります。

いりょうてき ひつよう じゅうしょうしん しんしょう かた たい ちいき
医療的ケアが必要な重症心身障がいのある方に対する地域
せいかつしえん じゅうじつ けんとう さいけい
生活支援の充実の検討（再掲）

さんしょう
21ページ参照

いりょうけいかく げんだんかい かしょう すいしん
さっぽろ医療計画（現段階では仮称）の推進

しみん しょうがい とお けんこう あんしん く しゃかい
市民が生涯を通して健康で安心して暮らすことのできる社会
じつげん む いりょうたいせい こうちく きほんりねん いりょう
の実現に向けた医療体制の構築を基本理念とするさっぽろ医療
けいかく もと きほん りねん じつげん む しさく すいしん
計画に基づき、基本理念の実現に向けた施策の推進に
とく
取り組みます。

きほんしさく せいしんほけん いりょう じゅうじつ 基本施策3 精神保健・医療の充実

つういん せいしんかいりょう かか じりつしえんいりょうひ しきゅう おこな せいしん
通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に
しょう かた たい いりょう じゅうじつ はか
障がいのある方に対する医療の充実を図ります。

せいしんかいりょう じゅうそうてき きゅうきゅういりょうたいせい せいび はか
精神科医療における重層的な救急医療体制の整備を図ります。

せいしん しょう かた かぞく たい そうだんしえんたいせい じゅうじつ
精神に障がいのある方やその家族に対する相談支援体制の充実を
はか
図ります。

じゅうてんとりくみ
< 重点取組 >

じりつしえんいりょうひ せいしんつういんいりょう しきゅう
自立支援医療費（精神通院医療）の支給

せいしん しょう がついん せいしんいりょう けいぞくてき よう
精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に要する
びょうじょう かた つういんいりょう かか じりつしえんいりょうひ
病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の
しきゅう おこな
支給を行います。

じりつしえんいりょう かか てきせい ひょうふたん かた
また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、
しょう かた いりょうひ ふたん けいげん はか くに
障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に
たい はたら
対して働きかけてまいります。

せいしんかきゅうきゅうじょうほう うんえい
精神科救急情報センター運営

せいしんしょう かた かぞく でんわ せいしんかじゆしん
精神障がいのある方やその家族から、電話により精神科受診
かか きんきゅうそうだん う せいしんかびょういんまた せいしんか
に係る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科
とうばんびょういん しょうかい おこな せいしんかきゅうきゅう えんかつ
当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な
すいしん けいさつ しょうぼう いりょうきかんとく かんけいきかん ちょうせい はか
推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図
ります。

すいしんじぎょう じさつそうごうたいさくじぎょう
ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

さっぽろし ねんかん にん こ じさつしぼうしゃ ひとり
札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を一人でも
おお へ めんだん でんわ そうだんしえん じんざいようせい ふきゅう
多く減らすため、面談や電話による相談支援、人材養成、普及
けいはつとう かくじぎょう おこな
啓発等の各事業を行います。

精神科救急医療体制の整備について

<取組概要>

緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医療を受けることができるように、重層的な救急医療体制の整備を図ります。

<今後の検討内容>

市立札幌病院において身体合併症を含む精神科3次救急の本格的な開始が予定されている平成25年度を契機として、安定的に維持され365日安心のできる精神科救急医療体制の充実を図ります。

本市が含まれている精神科救急医療圏において、夜間・休日の急な入院治療に対応できる空床数を増やします。

精神科救急情報センターの機能強化を図ることができるよう検討します。

診療所医師の精神科救急医療への参画と1次救急のあり方を、国や関係団体での議論の経過などもみながら、検討を進めます。

関連計画（分野3：保健・医療）

札幌市子ども未来プラン

さっぽろ医療計画（現段階では仮称）

札幌市自殺総合対策行動計画

ぶんや せいかつかんきょう
分野4 生活環境

げんじょう かだい
< 現状と課題 >

へいせい ねん せいてい しんぽう へいせい ねん しん
平成18年に制定されたバリアフリー新法をうけ、平成21年に新・
さっぽろし きほんこうそう さくてい しない じゅうてんせいびちく
札幌市バリアフリー基本構想を策定し、市内53の重点整備地区を
せつてい しせつ か すいしん
設定し、施設のバリアフリー化を推進しています。

へいせい ねん がつ はっせい ひがしにほんだいしんさい けいき さいがいじ あんぜん
平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害時の安全
たいさく かんしん たか しょう ひと
対策についての関心が高まっており、障がいのある人をはじめ
ようえんごしゃ ひなんしえん とりくみ じゅうじつ ひつよう かんが
要援護者の避難支援の取組を充実する必要があると考えられます。

きほんほうしん
基本方針

きほんほうしん すべ しみん あんしん かいてき く すす
基本方針1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進め
ます。

きほんほうしん さいがい つよ すす ぼうさいたいせい かくりつ
基本方針2 災害に強いまちづくりを進め、防災体制の確立をはじめ、
さいがいじようえんごしゃ たいさく すいしん はか
災害時要援護者の対策の推進を図ります。

きほんしさく
基本施策

きほんしさく もと すいしん
基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

きほんしさく ゆきたいさく さいがいじとう あんぜんたいさく すいしん
基本施策2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

すべての市民が四季を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの方が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

＜重点取組＞

福祉のまちづくり推進会議

全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

優しさと思いやりのバリアフリーの推進

札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある方、高齢の方の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの方が利用する建築物の事故を未然に防ぎ、障がいのある方、高齢の方にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」の運用を行います。

バリアフリー基本構想に基づく整備推進

新・札幌バリアフリー基本構想に基づき、すべての人々が安心して暮らし、分け隔て無く社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進しま

す。

交通バリアフリー推進事業

障がいのある方や高齢の方等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通事業者が行うバリアフリー化整備について補助を行うことで、各管理者と連携しながら取組を進めます。

歩道バリアフリー整備事業

誰もが安心して歩行できる歩道を提供するため、重点的に整備すべき地区の生活関連経路の歩道バリアフリー化を推進します。

安全・安心な公園再整備事業

障がいのある方や高齢の方など誰もが快適に利用できる公園整備を進めます。出入口・園路段差解消や階段の手すり設置、ベンチなどの休養施設、身障者対応型便所の改修等を行います。

市有施設の保全改修に併せたバリアフリー改善の推進

オストメイト対応トイレの設置や点字ブロックの敷設など、既存の市有施設の保全改修に併せて、バリアフリー改善を進めます。

ちかてつ あんぜんたいさく 地下鉄における安全対策

ちかてつえき かどうしき さく せっち
地下鉄駅ホームに可動式ホーム柵を設置し、ホームからの
りょかくてんらくじ こ れっしやせっしょくじ こ ぼうし つと しょう
旅客転落事故や列車接触事故などを防止することに努め、障
がいのある方や高齢の方等が安全で安心して地下鉄を利用でき
るよう取り組みをすすめます。

あんぜん じてんしゃりょうかんきょう すいしん 安全な自転車利用環境の推進

ほどうじょう ほ こうしゃ こうさく めいわくちゅうりん ほこうかんきょう
歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境
あつか かいだいかいしょう めざ しょう かた しみん
の悪化などの課題解消を目指し、障がいのある方をはじめ市民
かた あんぜん じてんしゃりょうかんきょう じつげん みりょくてき
の方にとって「安全な自転車利用環境の実現による魅力的なま
ちづくり」を目標として、自転車・歩行者・自動車それぞれが
あんしん あんぜん つうこう かんきょう じつげん じてんしゃそうこうくわん
安心・安全に通行できる環境を実現するため、「自転車走行空間
の明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルール・マナーの
効果的な周知と啓発」を図ります。

くるまいすしやうしゃむ しえいじゅうたく せいび 車椅子利用者向け市営住宅の整備

こうじょうてき くるまいす しょう しょう かた じゅう
恒常的に車椅子を使用している障がいのある方のための住
こ しえいじゅうたく いちぶ せいび
戸を、市営住宅の一部に整備します。

ふくし しせつせいびしきんゆうし みんかんしせつかいぜんしきんかじつけきんとう 福祉のまちづくり施設整備資金融資（民間施設改善資金貸付金等）

みんかんじぎょうしゃ こうきょうてきしせつ せいび かいぜん すいしん
民間事業者による公共的施設の整備、改善を推進するため、
しょう しゃたいおう くるま しょうしゃよう がいぶ
障がい者対応エレベーター、車いす利用者用トイレ、外部
でいりぐち じどう せっちとう かこうじ たい きんゆう
出入口の自動ドア設置等のバリアフリー化工事に対して、金融
きかん きょうちょうゆうし おこな
機関との協調融資を行います。

【参考】バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリー

建物や道路などにおいて、障がいのある方や高齢の方の利用にも配慮した設計のこと。

ユニバーサルデザイン

障がいのある方や高齢の方のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた建物・製品のこと。

基本施策2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

冬期間も安心して生活を送れるよう、雪対策の取組や、冬の暮らしをサポートする新たな福祉・介護器具の開発を促進します。

市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。

災害時における要援護者の避難支援について、地域が主体となって実施する仕組みづくりを促進します。

< 重点取組 >

冬のみちづくりプランの推進

市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として、障がいのある方も安心して生活を送れるよう、雪対策を推進します。

身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、

すなはい さくせい はいち おこな
砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。

ふくしさんぎょうきょうどうけんきゅうじぎょう さいけい
福祉産業共同研究事業（再掲）

さんしょう
26 ページ参照

じゅうたくぼうかたいさく すいしん
住宅防火対策の推進

じゅうたくぼうかほうもん ふくしじぎょうじゅうじしゃ たいしょう けんしゅうかいどう
住宅防火訪問、福祉事業従事者を対象とした研修会等の
じっし じゅうたくようかさいけいほうき せっちおよ いじかんり かか ふきゅうけいはつどう
実施、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に係る普及啓発等、
じゅうたくぼうかたいさく すいしん
住宅防火対策を推進します。

しょう じしやしせつ しゅうぜんどう たい しえん けんどう
障がい児者施設の修繕等に対する支援の検討

にゅうしょ しせつ どう きょじゅう あんぜん はか しせつ しゅうぜん どう
入所施設等の居住の安全を図るための施設修繕等に
たい しえん おこな けんどう
対して支援を行うことを検討します。

しゃかいふくししせつどう あんぜんたいさく すいしん
社会福祉施設等の安全対策の推進

しゃかいふくししせつ あんぜんあんしん かくほ しょうぼうきょく
社会福祉施設における安全安心を確保するため、消防局・
ほけんふくしきょく としきょく かんけいぶきょく れんらくきょうぎ ば さっぽろし
保健福祉局・都市局の関係部局の連絡協議の場として「札幌市グ
ープホーム等安全安心連絡協議会」を設置し、情報交換を
とうあんぜんあんしんれんらくきょうぎ かい せっち じょうほうこうかん
図りながら、施設関係者を対象とした研修会の実施、合同
はか しせつ かんけいしゃ たいしょう けんしゅうかい じっし ごうどう
立入検査等を実施するほか、訓練チェックリストを活用した
たちいりけんさどう じっし くんれん かつよう
自衛消防訓練の実施など、さらなる安全安心に向けての取組を
じえいしょうぼうくんれん じっし あんぜんあんしん む とりくみ
推進します。
すいしん

災害時の要援護者対策について

札幌市地域防災計画における災害時要援護者対策

災害が発生した場合には、関係機関との連携により各施設の状況及び避難した障がいのある方の把握を行うことや、避難後は、障がいのある方への情報提供、ニーズを把握し、ボランティアや避難者に支援を要請するとともに、収容避難場所での生活が困難な方を社会福祉施設等に移送するなど、災害時要援護者の対策を推進します。

災害時要援護者避難支援対策

「災害時要援護者避難支援ガイドライン」及び「災害時支えあいハンドブック」に基づき、災害時に自力では避難できない障がいのある方や高齢の方など(災害時要援護者)の手助けを、地域が主体となって実施する仕組づくりを促進します。

平成20年度から3年間にわたり、災害時要援護者避難の仕組づくりに関する普及啓発活動として出前講座を行うとともに、行政の積極的な支援による先進事例を創出するため、モデル地区を選定し事業を進めてまいりました。

今後においては事例の蓄積を踏まえ、全市に災害時要援護者支援の取組を広げるため、各区保健福祉部に事業を移し、地域における取組を促進します。

災害時の緊急受入れに関する関係機関との協定

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合に、避難所での

せいかつ けいぞく こんなん ようえんごしゃ みんかん しょうがいしゃしえんしせつとう いそう
生活の継続が困難な要援護者を、民間の障害者支援施設等へ移送
するため、かんけいきかん きょうてい ていけつ
関係機関と協定を締結しています。

かんれんけいかく ぶんや せいかつかんきょう
関連計画（分野4：生活環境）

しん さっぽろし きほんこうそう
新・札幌市バリアフリー基本構想

しん さっぽろし とくていじぎょうけいかく
新・札幌市バリアフリー特定事業計画

さっぽろしちいきぼうさいけいかく
札幌市地域防災計画

さっぽろしさいがいじょうえんごしゃひなんしえん
札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン

さっぽろしえいちかてつじぎょうけいえい かねんけいかく
札幌市営地下鉄事業経営10カ年計画

さっぽろしじゅうたく
札幌市住宅マスタープラン2011

さっぽろしじてんしゃりようそうごうけいかく
札幌市自転車利用総合計画

ぶんや きょういく いくせい
分野5 教育・育成

げんじょう くだい
< 現状と課題 >

ふあん かか おや しんじょう よ そ しょう そうきはっけん
不安を抱える親の心情に寄り添いながら、障がいの早期発見・
そうきりょういく と く ひつよう かんが
早期療育に取り組む必要があると考えられます。

しょう しょう こ ようちえん ほいくえん じどうかいかん
障がいのある子どもが、幼稚園、保育園、児童会館などにおいて
ひつよう しえん う しょう こ
も、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせる
たいせい つと ひつよう かんが
ような体制に努める必要があると考えられます。

す な ちいき がっこう ひとり おう てきせつ
また、住み慣れた地域の学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切
しえん う かんきょう すす ひつよう かんが
な支援が受けられる環境づくりを進める必要があると考えられます。

しょう こ ほんにん たい しえん おや たい せいしんてき
障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する精神的
なフォロー(ペアレントメンター)を行うなど、療育面での相談支援
おこな りょういくめん そうだんしえん
たいせい じゅうじつ ひつよう いけん よ
体制を充実することが必要との意見が寄せられております。

きほんほうしん
基本方針

きほんほうしん 1 りょういく きょういく いりょう ふくし こようとう かんけいきかん れんけい
基本方針1 療育、教育、医療、福祉、雇用等の関係機関の連携の
にゅうようじき がっこう そつぎょうご いっかん しえん たいせい
もと、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制の
じゅうじつ はか
充実を図ります。

きほんほうしん 2 しょう こ しょう こ
基本方針2 障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、
す な ちいき ここ おう てきせつ しえん
住み慣れた地域で、個々のニーズに応じた適切な支援が
う かんきょう すいしん
受けられる環境づくりを推進します。

基本施策

基本施策 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

基本施策 2 早期療育の充実

基本施策 3 学校教育の充実

基本施策 4 卒業後の支援

基本施策 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、相互に連携しながらライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。

< 重点取組 >

幼児教育相談

発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センターにおける来所相談のほか、各区の市立幼稚園を会場とした「地域教育相談」を実施します。

一人一人が学び育つための教育的支援の充実（再掲）

47ページ参照

児童福祉相談・支援体制の強化

児童相談所の施設・設備の拡充や専門職の増員を視野に入れた機能強化を進めるほか、児童福祉に関する様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における

じどうふくしそうだん しえんたいせい きょうか
児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

こ けんりきゅうさいきかん うんえい 子どもの権利救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに
かか さまざま なや う きゅうさい もうした とう もと
関わる様々な悩みを受けるとともに、救済の申立て等に基づき、
こうてきだいさんしゃ たちば かんけいきかん じじつかくにん ちょうさ かんけいしゃかん
公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間
ちょうせいとう おこな
の調整等を行います。

はったつしょうがいしゃしえんたいせいせいびじぎょう さいけい 発達障害者支援体制整備事業（再掲）

23ページ参照

きほんしやく そうきりょういく じゅうじつ 基本施策2 早期療育の充実

こ しょう じょうきょう おう はいりょ しょう
子どもの障がいの状況に応じた配慮をしながら、障がいのない
こ せいちょう かんきょう すず
子どもとともに成長していく環境づくりを進めます。

じゅうてんとりくみ <重点取組>

しりつようちえんとくべつしえんきょういくじぎょう 私立幼稚園特別支援教育事業

しりつようちえん しえんいん はけん じゅんかいそうだん おこな ようちえんほうもん
私立幼稚園に支援員を派遣し巡回相談を行う「幼稚園訪問
しえん じっし とくべつ きょういくてきしえん ひつよう ようじ
支援」を実施するなど、特別な教育的支援を必要とする幼児の
えんかつ うけいれ すいしん きょういく じゅうじつ はか てきせつ
円滑な受入を推進するとともに、教育の充実を図り、適切な
ほいくかんきょう ていきょう
保育環境を提供します。

しょう じほいくじゅんかいしどう 障がい児保育巡回指導

ほいく か しんしん しょう じどう しょう
保育に欠ける心身に障がいのある児童を、障がいのない
じどう しゅうだんほいく せいちょうはったつ そくしん
児童とともに集団保育をすることにより、成長発達を促進す

るとともに児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、
障がい児保育の充実を図るため、巡回指導を行い、必要に
応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

放課後児童クラブ等における障がい児の受け入れ

障がいのある児童の健全育成及び保護者に対する支援として、
障がいのある児童を受け入れている館に指導員を加配でき
るようにするするなどし、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、
障がいのない児童と同じように児童会館及びミニ児童
会館を利用できる環境づくりを進めます。

また、民間児童育成会についても、保護者が就労等している
障がいのある児童を登録している場合は助成金を加算するな
ど、各会における受け入れの促進を図ります。

障害児通所支援サービスの円滑な提供

児童福祉法に基づき、身近な地域における通所支援として
「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりとして「放課後等
サービス」、保育所等の安定した利用を促進するための「保育所
等訪問支援」を円滑に提供します。

基本施策3 学校教育の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、
教育環境の整備を推進します。

＜重点取組＞

一人一人が学び育つための教育的支援の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限に発揮できるよう、「学びの手帳」や、通常の学級における「学びのサポーター」の活用により一人一人に応じた一貫した教育的支援の充実を図ります。

地域で学び育つための教育環境の整備

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する地域の学校で学べるよう、特別支援学級の整備を推進します。

市立高等養護学校における教育の充実

市立高等養護学校において、就労促進を図るための教育内容の見直しについて検討を進めます。

基本施策 4 卒業後の支援

ハローワークなどの関係機関との連携のもと、卒業後、就労につながるための支援の充実を図ります。

卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。

< 重点取組 >

市立高等養護学校における教育の充実（再掲）

47ページ参照

就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）（再掲）

50ページ参照

相談支援事業の充実・関係機関の連携体制の強化（再掲）

20ページ参照

関連計画（分野5：教育・育成）

札幌市特別支援教育基本計画

札幌市子ども未来プラン

ぶんや こよう しゅうろう
分野6 雇用・就労

げんじょう かだい
< 現状と課題 >

しょう しゃこよう そくしん くに しょう しゃこようしさく ちゅうしん
障がい者雇用を促進するには、国の障がい者雇用施策を中心に、
かんけいきかん れんけい と く ひつよう かんが
関係機関が連携して取り組む必要があると考えられます。

しょう ひと あ まえ はたら きぎょうとう たい しょう
障がいのある人が当たり前に働けるよう、企業等に対する障がい
しゃこよう じょうほうていきょう じゅうじつ りかいそくしん はか こよう
者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇用の
ば かくほ む とりくみ もと
場の確保に向けた取組が求められています。

また、しゅうろう じえん じぎょうしょ ふくしてきしゅうろう ば じゅうじつ こうちん
就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃
すいじゅん こうじょう もと
水準の向上が求められています。

きほんほうしん
基本方針

きほんほうしん しょう ひと あ しゅうろうしえん こよう
基本方針1 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・
ふくし きょういくとう かんけいきかん れんけい と く しえん
福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の
じゅうじつ きょうか はか
充実・強化を図ります。

きほんほうしん しょう ひと いっぱんしゅうろう いこう すいしん こよう
基本方針2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の
ていちゃく はか ふくしてきしゅうろう しえん じゅうじつ こうちん
定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃
すいじゅん こうじょう はか
水準の向上を図ります。

きほんしさく
基本施策

きほんしさく こ こ たいおう しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじつ
基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

きほんしさく こよう ば かくだい いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう
基本施策2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）

きほんしさく ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうすいしん
基本施策3 福祉施設から一般就労への移行推進

基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

国の障がい者雇用推進部署（ハローワーク等）などの関係機関と連携し、障がいのある方の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

< 重点取組 >

就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）

障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、ジョブサポーターや支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

障がい者就業支援事業

国との共催により、障害者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある方の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。

基本施策2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）

国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある方の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。

障害者自立支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

じゅうてんとりくみ
< 重点取組 >

しょう しゃきょうどうじぎょう
障がい者協働事業

しょう かた にんいじょうこよう た じゅうぎょうしゃ
障がいのある方を5人以上雇用し、他の従業者からサポー
トを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を
かくほ しょう かた けいぞく こよう ば しょう
確保しつつ、障がいのある方の継続した雇用の場となる「障が
い者協働事業」の運営経費に対する補助を行います。

しげんせんべつ こよう ば ていきょう
資源選別センターにおける雇用の場の提供

ようきほうそうはいきぶつ さいしげんか はか ちいきふくししゃかい
容器包装廃棄物の再資源化を図るにあたり、地域福祉社会の
すいしん きよ もくてき かん せんべつ
推進に寄与することを目的に、「びん・缶・ペットボトル選別
ぎょうむ じゅうじ いちぶ かた ちてきしょう かた こよう
業務」に従事する一部の方に知的障がいのある方を雇用し、
しゅうろう ば ていきょう
就労の場を提供しています。

しゅうろうしえん えんかつ ていきょう
就労支援サービスの円滑な提供

しょうがいしゃじりつしえんほう もと いっぱんきぎょうとう しゅうろう きぼう
障害者自立支援法に基づき、一般企業等への就労を希望す
ひと いっぱんきぎょうなど しゅうろう こんなん ひと ちしきおよ のうりよく
る人や一般企業等での就労が困難な人に、知識及び能力の
こうじょう ひつよう くんれん おこな しゅうろうしえん えんかつ
向上のための必要な訓練を行う就労支援サービスを円滑に
ていきょう
提供します。

しょう ふくしけいかく ぶ らん
障がい福祉計画の部(78、79ページ)もご覧ください。

せいひん はんろかくだいしえん
製品の販路拡大支援

ちいきかつどうしえん ちいききょうどうさぎょうじょ うんえいきょうかとう
地域活動支援センター、地域共同作業所などの運営強化等を
はか せいひん うんえいめん たい しどうとう おこな
図るために、製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行
います。

また、障がいのある方が施設等で作った製品を販売する常設店舗として「元気ショップ」を設置運営し、製品の購入を通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある方の工賃の増額を目指します。

発注機会の拡充、受注調整支援（元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業）

障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や、各施設への受注調整等を行うセンター機能を設置・運営し、障がいのある方の工賃向上を目指します。

基本施策3 福祉施設から一般就労への移行推進

障害者自立支援法の就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がいのある方の一般就労への移行を推進します。

障がいのある方の職場実習等の機会の充実を図ります。

< 重点取組 >

障がい者の就労・雇用に対する理解促進（障がい者元気スキルアップ事業）

障がいのある方の一般就労の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある方、福祉サービス事業所（特に就労支援系）民間企業等に対して、より充実した研修を行うなど、障がい者雇用の推進を図ります。

就労移行支援サービスの提供

障害者自立支援法に基づき、一般就労のために必要な知識及び能力向上のための訓練を行う就労移行支援サービスを円滑に提供します。

障がい福祉計画の部（78ページ）もご覧ください。

就労に向けた訓練・就労体験

札幌市役所において、市内の特別支援学校から生徒を受け入れて、職場実習・就労体験の機会を設け、就労に向けた支援を行います。

【参考】札幌市独自の就労支援の取組について

1 一般就労の支援（民間企業等へ雇用を希望される方）

（1）障がい者就業・生活相談支援事業

専門の相談員が、就労と生活面の相談を行い、ハローワーク等と協力・連携して、民間企業に就職できるようサポートします。

（2）障がい者協働事業

障がいのある方を5人以上雇って、障がいのある方、障がいのない方が共に働くことにより、障がいのある方の継続した雇用の場を目指します。

札幌市役所ロビーに設置している「元気カフェ」は、この事業を活用して運営しています。

2 福祉的就労の支援（障がい者施設で働いている方）

（1）元気ショップの設置

障がいのある方が施設等で作った製品を販売する店舗です。

製品の購入を通じて、障がいのある方に対する理解促進や、障がいのある方の工賃の向上を目指します。

- ・元気ショップいこ～る

場所：JR札幌駅西コンコース

- ・元気ショップ

場所：地下鉄東西線大通駅コンコース

（2）元気ジョブアウトソーシングセンターの運営

障がい者施設で行っている清掃・印刷等のサービスについて、民間企業等からの受発注の調整等を行います。

分野7 情報・コミュニケーション

< 現状と課題 >

障がいの特性に配慮した方法による情報提供、コミュニケーション支援が求められています。

障がい当事者自らが福祉サービスを選択できるように、福祉に関する情報提供を充実する必要があると考えられます。

基本方針

基本方針1 情報バリアフリー化を推進し、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図り、自立と社会参加を支援します。

基本施策

基本施策1 情報バリアフリー化の推進

基本施策2 情報提供の充実

基本施策3 コミュニケーション支援体制の充実

基本施策1 情報バリアフリー化の推進

障がいのある方が支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、点字や音声、情報通信の活用など、障がい特性に応じた配慮に努めます。

情報バリアフリー

誰もが等しく情報通信を有効利用できる環境をつくること。

じゅうてんとりくみ
< 重点取組 >

ほ そう ぐ ひ しきゅう にちじょうせいかつようぐ きゅうふ さいけい
補装具費の支給、日常生活用具の給付（再掲）

さんしやう
26 ページ参照

しょう がいのある方のかた じょうほうつうしん かん しえん しょう しゃ
障がいのある方の情報通信に関する支援（障がい者ITサポートセンター）

しょう がいのある方のかた じょうほうつうしんぎじゆつ りやうきかい かつやうのうりよく
障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の
かくさぜせい はか そうごうてき ていきやうきよてん しょう
格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「障
がい者ITサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進
することを目的に、ITに関する利用相談や情報提供、パソ
コン 講習の開催、パソコンボランティアの養成及び派遣を行
います。

せんきよ しえん
選挙における支援

さつぼろしぎかいぎいんせんきよ こうほしやとう しょうかい てんじばん せんきよ
札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙
のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙
のお知らせ・音読した音声版を、関係世帯に配布します。

また、とうひやうじよ かいぞ てんじ こうほしやめいぼ てんじき
また、投票所における介添え、点字の候補者名簿・点字器・
ろうがんきやう ぶんちんとう じやうび かくしゆたいあう ぜんとうひやうじよ
老眼鏡・文鎮等の常備などの各種対応について、全投票所に
あんない けいじ しゅうち
案内ポスターを掲示するなど周知しています。

かいぎとう はいりよ
会議等における配慮

しょう とうじしや さんか かいぎとう しょう しゆべつ
障がい当事者が参加する会議等においては、障がい種別に
おう じょうほうていきやう はいりよ つと
応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めま

す。

基本施策2 情報提供の充実

冊子、音声、ホームページなど、様々な手段・媒体を活用し、障がい特性に配慮した情報提供の充実を図ります。

<重点取組>

広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報（再掲）

13ページ参照

札幌市公式ホームページの管理運営

障がいのある方がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。

福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介（再掲）

15ページ参照

点字・音声による情報提供

視覚に障がいのある方のために、広報さっぽろの市政情報の点字版「点字さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」を発行します。

様々な障がいに配慮した情報提供

特に、障がい福祉に関するパンフレットやガイドブックなどは、分かりやすい表現に心がけ、漢字へのルビ、専門用語等へ

ちゅうしゃく にじげん つ よ くふう
の注釈、二次元コードを付けるなど、読みやすくする工夫に
つと
努めます。

しょうがいふくし じぎょうじょう かん あ じょうほう しょうかい 障害福祉サービス事業所等に関する空き情報の紹介について

しないしょざい しょうがいふくし じぎょうじょう かん あ きじょうほう
市内所在の障害福祉サービス事業所等に関する空き情報をホーム
ページで紹介することで、しょう しょう かのた じぎょうじょう せんたく さい
障がいのある方が事業所を選択する際の
りべんせい こうじょう はか
利便性の向上を図ります。

うんよう かく ていきょうじぎょうじょう
ホームページの運用については、各サービス提供事業所において
じょうほう すいじこうしん かく ていきょうじぎょうじょう きょうりよく
情報を随時更新していただくなど、各サービス提供事業所の協力を
え
得ております。

あ じょうほう じぎょうじょうばんごう ほうじんめいまた じぎょうじょうめい じぎょうじょう
空き情報は、キーワード、事業所番号、法人名又は事業所名、事業所
しょうざいく しゅるい さまざま じょうけん けんさく
の所在区、サービスの種類など、様々な条件で検索することができます。

あいしょう げんき
愛称 元気さーち

ホームページアドレス <http://www.sapporo-akijoho.jp/>

基本施策3 コミュニケーション支援体制の充実

障がい特性に応じたコミュニケーション支援体制の充実に努めます。

<重点事業>

コミュニケーション支援事業の円滑な提供

障害者自立支援法に基づくコミュニケーション支援について、適正かつ円滑なサービス提供に努めます。

障がい福祉計画の部（88ページ）もご覧ください。

聴覚障がい者を対象とした消費生活相談

聴覚障がいのある方が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ電話を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。

分野8 スポーツ・文化

< 現状と課題 >

自らの意思と選択によって、人生のあらゆる成長過程で、それぞれの人の興味・関心や生活領域に応じ、さまざまな活動や学習を続けていくことは重要であると考えられます。

障がいのある人がスポーツや文化芸術活動等を行う際には、必要となる配慮や支援等が提供されるための環境の整備が求められています。また、活動を通じて、障がいのある人と障がいのない人が交流し、障がいのある人に対する理解を深めることが重要であると考えられます。

基本方針

基本方針1 スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会を充実し、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

基本方針2 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、心豊かな地域生活を支援します。

基本施策

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるように、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

<重点取組>

障がい者スポーツ大会の開催

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある方がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲を高めるとともに、市民の障がいのある人に関する理解促進を図ります。

既存体育施設のバリアフリー化の推進

障がいのある方が広く気軽にスポーツ施設を利用できるようにするため、車いす対応エレベーターの設置及び身障者用多目的トイレへの改修を行います。

さっぽろ市民カレッジ

総合的、継続的な学習機会を市民に提供するとともに、学習成果が評価され、社会に生かされる仕組みをつくることにより、市民の自主的な学びや社会参加を支援し、本市のまちづくりを促進します。

文化芸術活動に対する支援

市民誰もが様々な場面において、文化芸術に触れる機会の充実や、文化芸術活動に対する支援など、文化芸術振興のた

め^{かんきょう}の環境づくりを進^{すす}めます。

障^{しょう}がいのある方^{かた}を支援^{しえん}する読書^{どくしょ}サービスの検^{けんとう}討

身体^{しんたい}障^{しょう}がいや発^{はつたつ}達^{しょう}障^{しょう}がいなど、様^{さまざま}々な障^{しょう}がいのある方^{かた}を支援^{しえん}するための読書^{どくしょ}サービスや図^と書^{しょ}館^{かん}施^{せつ}設^{かた}のあり方^{かた}について検^{けんとう}討^{おこな}を行います。

知^{ちてき}的^{しょう}障^{しょう}がい者^{しゃ}のため^{せいじん}の成人^が学^が級^{きゅう}事^じ業^{ぎょう}

特^{とく}別^{べつ}支^し援^{えん}学^{がっこう}校^{がっこう}または中^{ちゅう}学^{がっこう}校^{がっこう}の特^{とく}別^{べつ}支^し援^{えん}学^{がっこう}級^{きゅう}など^{しゅうりょう}を修^{しゅう}了^{りょう}し、社^{しゃ}会^{かい}参^{さん}加^かして^{かた}いるま^{たい}たはし^{しょう}やと^{いっ}す^{ばん}る方^{しゃ}を対^{たい}象^{しょう}に、一^{いっ}般^{ぱん}社^{しゃ}会^{かい}知^ち識^{しき}の習^{しゅう}得^{とく}や体^{たい}力^{りきょく}づ^{にんげん}くり、人^{にん}間^{げん}関^{かん}係^{けい}等^{とう}、集^{しゅう}団^{だん}生^{せい}活^{かつ}や体^{たい}験^{けん}の場^ばをとお^{しゃ}社^{かい}会^{せい}活^{かつ}に^{たい}よ^りよ^く対^{たい}応^{おう}で^{にんげん}き^りる人^{にんげん}間^{げん}形^{けい}成^{せい}を^めざ^{じつ}し、実^{じつ}生^{せい}活^{かつ}に^{そく}即^{がく}した^{しゅう}学^{がく}習^{しゅう}を^{おこな}行^{おこな}いま

特^{とく}別^{べつ}支^し援^{えん}学^{がっこう}校^{がっこう}・地^ち域^{いき}連^{れん}携^{けい}事^じ業^{ぎょう}

学^{がっこう}校^{がっこう}休^{きゅう}業^{ぎょう}日^{にち}に特^{とく}別^{べつ}支^し援^{えん}学^{がっこう}校^{がっこう}の学^{がっこう}校^{がっこう}施^{せつ}設^{かた}を^{かつ}活^{よう}用^{せいと}し、児^じ童^{どう}・生^{せい}徒^との^{とく}性^{せい}に^{おう}じ^んた^{かつ}活^{どう}動^うを^うな^がば^{てい}促^{いき}す^{きょう}場^{じょう}を^{もく}提^{てき}供^{きょう}する^{ことを}目^め的^{てき}と^{して}、各^{かく}種^{しゅ}行^{ぎょう}事^じの^{かい}開^{さい}催^{さい}やボ^こラ^うン^{りゅう}テ^うィ^あグ^{らう}ル^{どう}ー^をプ^をと^の交^{おこな}流^{りゅう}等^{どう}を^{おこな}行^{おこな}いま

関^{かん}連^{れん}計^{けい}画^{かく} (分^{ぶん}野^や 8 : スポ^{ぶん}ー^かツ^か・文^{ぶん}化^か)

さ^さっ^ぽろ^ろし^しょ^うが^いが^くし^{ゅう}ず^いし^んこ^うそ^う
札^さ幌^ほ市^し生^{せい}涯^{えい}学^{がく}習^{しゅう}推^{すい}進^{しん}構^{こう}想^{そう}

さ^さっ^ぽろ^ろし^しぶ^んか^{げい}じ^{じゅつ}き^{ほん}けい^{かく}
札^さ幌^ほ市^し文^{ぶん}化^か芸^{げい}術^{じゅつ}基^き本^{ほん}計^{けい}画^{かく}

しょう ふうしけいかく ぶ 障がい福祉計画の部

だい しょう しょう ふうしけいかく 第4章 障がい福祉計画

1 しょう ふうしけいかく きほんりねん 1 障がい福祉計画の基本理念

(1) しょう しゃ じ こけつてい じ こせんたく そんちょう (1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

しょう しょう しょう ふうしけいかく しょう
障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互にじんかく
個性を尊重しあひながらきょうせい しゃがい じつげん しょう
ある人が自分で住む場所を選び、必要な障害福祉サービスのしえん
受けながら、じりつ しゃがいさんか じつげん ほか
サービス提供きばん せいび すす
サービス提供基盤の整備を進めます。

(2) さんしょう いちげんか (2) 三障がいの一元化

しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう かか しょうがいふくし
身体障がい、知的障がい、精神障がいに係る障害福祉サービ
ス、いちげんてき せいど ていきょう
スを、一元的な制度のもとに提供します。

(3) ちいきせいかついこう しゅうろうしえんなど かだい たいおう きばん せいび (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

しょう しゃ せいかつ しゅうろう ちいきぜんたい ささ たいせい ととの
障がい者の生活や就労を地域全体で支える体制を整えるため、
ちいき ふくしりよく かつよう きばんせいび すす
地域の福祉力も活用して基盤整備を進めます。

2 しょうがいふくし きほんてき かんが かつ 2 障害福祉サービスについての基本的な考え方

(1) ひつよう ほうもんけい ほしょう (1) どこでも必要な訪問系サービスを保障

(2) きぼう しょう しゃ にちちゅうかつどうけい ほしょう (2) 希望する障がい者に日中活動系サービスを保障

(3) など じゅうじつ ほか しせつにゅうしょ にゅういん ちいきせいかつ いこう すいしん (3) グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

(4) ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうなど すいしん (4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

3 平成26年度の数値目標

(1) 障害福祉サービスに関する目標

目標値の設定にあたっては、国の基本指針や北海道の計画作成指針に掲げる目標に即し、札幌市の実情に応じた目標値を設定しています。

項目	目標値	備考
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	760人	平成17年10月から
入所施設の入所者数の減少見込数	450人	平成27年3月までの累計
福祉施設から一般就労への移行	200人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数(割合)	510人 (5%)	
就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援A型事業の利用者数(割合)	1,080人 (25%)	

障害福祉サービスに関する数値目標・サービス見込量の数値は、現時点での集計値であり、今後、国及び北海道の策定指針等をふまえ再整理します。

入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する数値目標については、国及び北海道の策定指針等を踏まえ、障害者施策推進協議会等の関係機関とも協議を行ったうえで設定します。

(2) 障 がいのある人に対する理解促進に関する目 標
 (札幌市独自に設定する目 標)

こ う も く 項 目	す う ち も く ひ ょ う 数 値 目 標	び こ う 備 考
し ょ う 障 がいのある人にとっ て ち い き く 地 域 で 暮 ら し や す い ま ち だ る と 思 う 障 がい の 有 る 人 の 割 合	50%	
し ょ う 障 がいのある人にとっ て ち い き く 地 域 で 暮 ら し や す い ま ち だ る と 思 う 人 の 割 合	50%	

すうちもくひょう 数值目標 1 にゅうしょせつ 入所施設の にゅうしょしゃ 入所者の ちいきせいかつ 地域生活への いこう 移行

にゅうしょせつ ちいきせいかつ いこうしゃすう 入所施設から地域生活への移行者数

くに きほんししん <国の基本指針>

へいせい ねん がつ にち しせつにゅうしょしゃ へいせい ねんどまつ 平成17年10月1日の施設入所者のうち、平成26年度末において 3割以上の方が地域生活へ移行することをめざす。

ほっかいどう さくせいししんあん <北海道の作成指針案>

くに おな 国に同じ。

さっぽろし もくひょう <札幌市の目標>

へいせい ねん がつ にち しせつにゅうしょしゃ にん へいせい ねんど まつ へいせい ねん がつまつ 平成17年10月1日の施設入所者2,528人のうち、平成26年度末(平成27年3月末)において 760人(約3割)の方が地域生活に 移行することをめざします。

	ねん がつ H17年10月～ ねん がつ H20年9月	ねん がつ ～H22年9月	へいせい ねん がつ ～平成27年3月
ちいきいこうしゃすう 地域移行者数 るいけい 累計	にん 234人	にん 373人	にん 760人

ほっかいどうしら 北海道調べ

施設入所者数の減少

<国の基本指針>

平成26年度末の施設入所者数が、平成17年10月1日の施設入所者数から1割（10%）以上減少する。

<北海道の作成指針案>

平成26年度末の施設入所者数が、平成17年10月1日の施設入所者数から18%以上減少する。

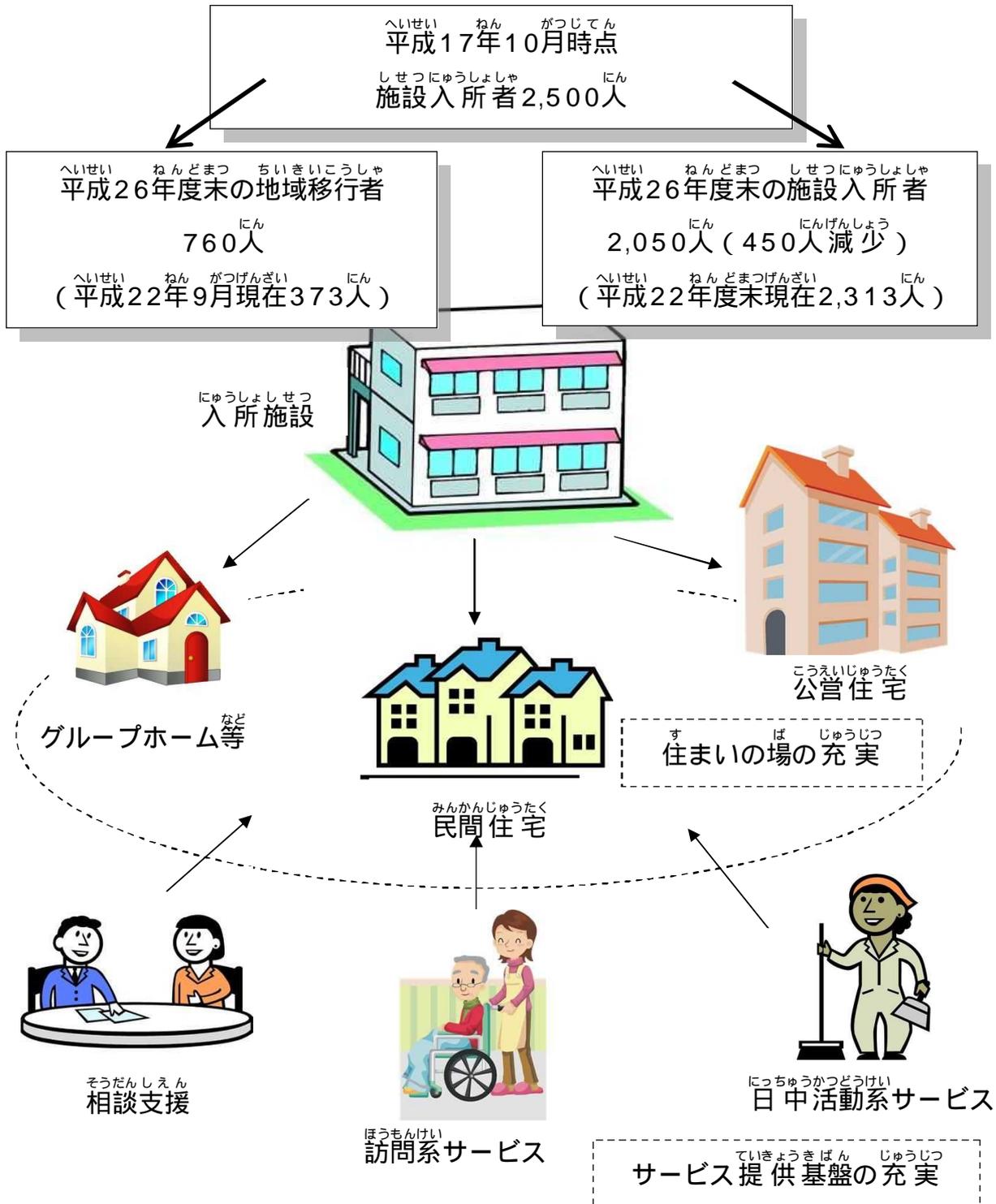
<札幌市の目標>

平成26年度末の施設入所者数が、平成17年10月1日の施設入所者数2,528人から450人（約18%）減少することを目指します。

	H17年10月	H22年度末	H26年度末
施設入所者数	2,528人	2,313人	2,078人
減少数累計	-	215人	450人

にゅうしょせつにゅうしょしゃ ちいきせいかつ いこう
<入所施設入所者の地域生活への移行イメージ>

へいせい ねんど へいせい ねんど ちいきいこうしゃ みこ
平成18年度から平成26年度 地域移行者の見込み



すうちもくひょう 2 ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこう
数値目標 2 福祉施設から一般就労への移行

ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうしゃすう
福祉施設から一般就労への移行者数

くに きほんししん
<国の基本指針>

へいせい ねんど において、ふくししせつ りょうしゃ いっぱんしゅうろう
 平成26年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への
 いこうしゃすう へいせい ねんど いこうじっせき ばいじょう
 移行者数を、平成17年度の移行実績の4倍以上とする。

ほっかいどう さくせいししんあん
<北海道の作成指針案>

くに おな
 国に同じ。

さっぽろし もくひょう
<札幌市の目標>

へいせい ねんど において、ふくししせつ りょうしゃ いっぱんしゅうろう
 平成26年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への
 いこうしゃすう へいせい ねんど いこうじっせき にん やく ばい にん
 移行者数を、平成17年度の移行実績22人の約9倍(200人)と
 することを目指します。

	ねんどまつ H20年度末	ねんどまつ H22年度末	ねんどまつ H26年度末
いっぱんしゅうろう 一般就労への いこうしゃすう 移行者数	にん 74人	にん 182人	にん 200人

ほっかいどうしら
 北海道調べ

就労移行支援事業の利用者数

< 国の基本指針 >

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の方が就労移行支援事業を利用。

< 北海道の作成指針案 >

国に同じ。

< 札幌市の目標 >

平成26年度末における福祉施設の利用者見込9,880人のうち、510人(5%)の方が就労移行支援事業を利用することを目指します。

	H22年度末	H26年度末
福祉施設を利用する人数	5,876人	9,880人
うち就労移行支援事業を利用する人数	354人	510人
(割合)	(6%)	(5%)

しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょう りようしゃすう
就労継続支援A型事業の利用者数

くに きほんししん
<国の基本指針>

へいせい ねん どもつ しゅうろうけいぞくしえんじぎょう りようしゃ わり
 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割
 しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょう りよう
 は就労継続支援A型事業を利用。

ほっかいどう さくせいししんあん
<北海道の作成指針案>

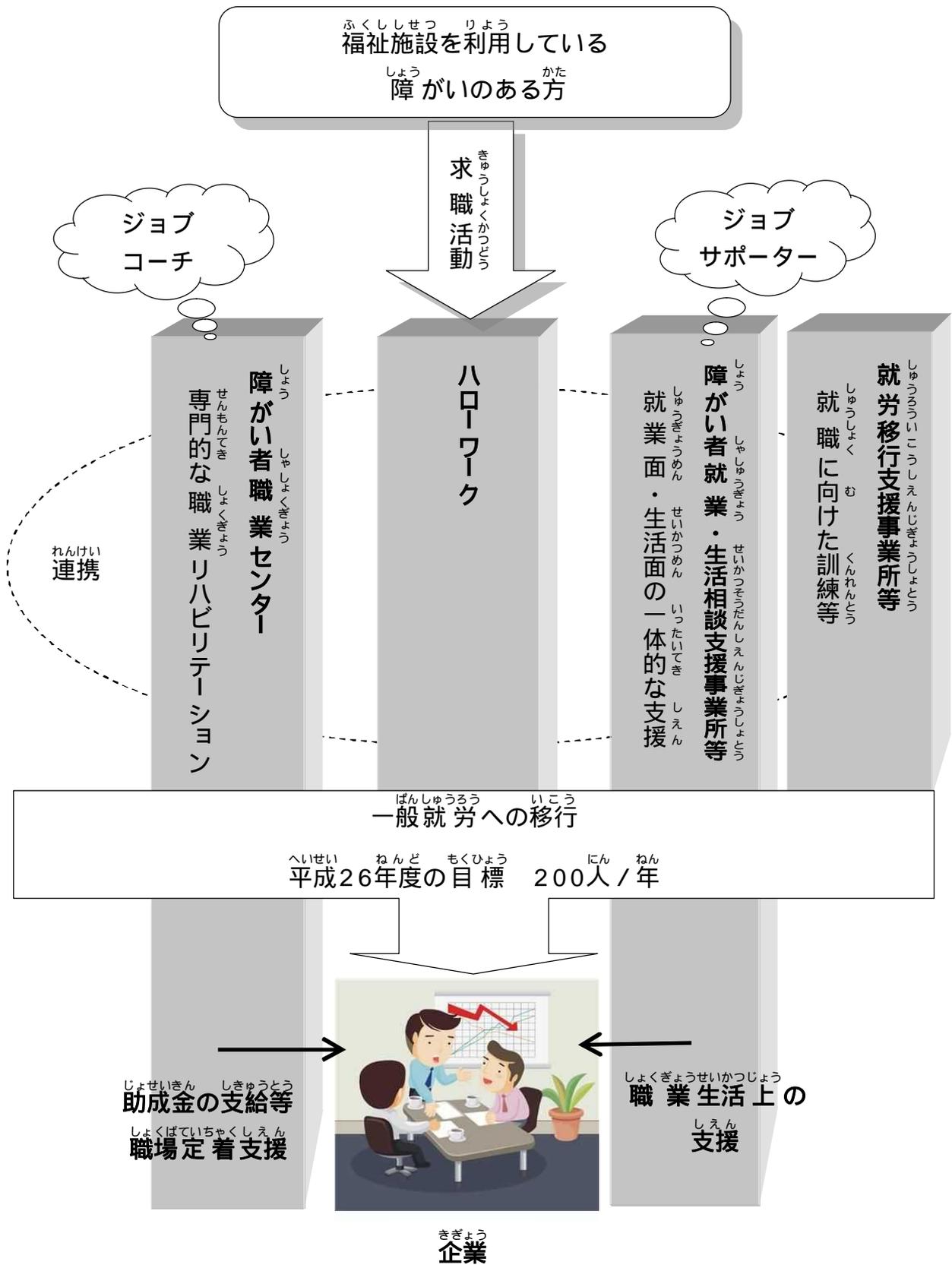
くに おな
 国に同じ。

さっぽろし もくひょう
<札幌市の目標>

へいせい ねん どもつ しゅうろうけいぞくしえんじぎょう りようしゃみこみ
 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者見込4,240
 にん かにん かた しゅうろういこうしえん がたじぎょう りよう
 人のうち、1,080人(25%)方が就労移行支援A型事業を利用す
 ることを目指します。

	H22年度末 ねん どもつ	H26年度末 ねん どもつ
しゅうろうけいぞくしえんじぎょう りよう にんずう 就労継続支援事業を利用する人数	2,783人 にん	4,240人 にん
しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょう りよう にんずう うち就労継続支援A型事業を利用する人数	700人 にん	1,080人 にん
わりあい (割合)	(25%)	(25%)

ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこう
 <福祉施設から一般就労への移行イメージ>



すうちもくひょう 3 しょう ひと たい りかいそくしん
数値目標 3 障がいのある人に対する理解促進

しょう ひと ちいき く おも しょう
 障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障が
 いのある人の割合が、へいせい ねんどまつ めざ
 平成26年度末において50%となることを目指し
 ます。

また、しょう ひと ちいき く おも
 障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う
 ひと わりあい へいせい ねんどまつ めざ
 人の割合が、平成26年度末において50%となることを目指します。

	H22年度 ねんど	H26年度 ねんど
しょう ひと ちいき く 障がいのある人にとって地域で暮らし すいまちであると思う障がいのある人の わりあい 割合 H22年度は、「しょう ひと たい りかい ぶか 障がいのある人に対する理解が深ま ってきていると思うしょう ひと わりあい 障がいのある人の割合」を すいけいち きさい 推計値として記載。	すいけいち 【推計値】 29.8%	50%
しょう ひと ちいき く 障がいのある人にとって地域で暮らし すいまちであると思う人の割合	29.7%	50%

さっぽろし じっし ちょうさ
 札幌市が実施するアンケート調査

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

4 訪問系サービス量の見込み

地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの種類にかかわらず充実していきます。

訪問系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

利用人数：月間の利用人数（実人数）

時間/月：月間のサービス提供時間数

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス） 【介護給付】

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	3,130	3,500	3,910
時間/月	65,410	71,550	79,280

(2) 重度訪問介護 【介護給付】

重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	270	290	310
時間/月	58,020	62,100	65,400

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

(3) 重度障害者等包括支援 【介護給付】

常時介護を必要とする方であって、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	5	10	15
時間/月	2,200	4,400	6,600

(4) 行動援護 【介護給付】

知的又は精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	390	450	520
時間/月	6,840	7,880	9,000

(5) 同行援護 【介護給付】

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	400	410	420
時間/月	7,900	8,100	8,300

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

5 日中活動系サービス量の見込み

障がい^{しょうがい}の種類別^{しゅべつ}にかかわらず、地域^{ちいき}でいきいきと生活^{せいかつ}することができるよう、日中活動系サービス^{にっちゅうかつどうけい}を充実^{じゅうじつ}していきます。

日中活動系サービス^{にっちゅうかつどうけい}の見込量^{みこみりょう}は、各年度^{かくねんど}における1か月^{げつ}あたりの総量^{そうりょう}を見込んだものであり、単位^{たんい}の考え方^{かんが}は次のとおりです。

利用人数^{りようにんずう}：月間^{げっかん}の利用人数^{りようにんずう}（実人数^{じつにんずう}）

人日^{にんにち}／月^{つき}：「月間^{げっかん}の利用人数^{りようにんずう}」×「1人^り1か月^{げつ}あたりの平均^{へいきん}利用日数^{りようにっすう}」で算出^{さんしゅつ}されるサービス量^{りょう}

(1) 療養介護^{りょうようかいご} 【介護給付^{かいごきゅうふ}】

医療^{いりょう}と常時^{じょうじ}の介護^{かいご}を必要^{ひつよう}とする方^{かた}のうち、次^{つぎ}のいずれかに該当^{がいとう}する方に、身体能力^{かた しんたいのうりょく}・日常生活能力^{にちじょうせいかつのうりょく}の維持^{いじ}・向上^{こうじょう}のため、医療機関^{いりょうきかん}で機能訓練^{きののうくんれん}、療養^{りょうよう}上の管理^{かんり}、看護^{かんご}、介護^{かいご}および日常生活^{にちじょうせいかつじょう}上の支援^{しえん}を行います。

筋萎縮性側索硬化症^{きんいしゆくせいそくさくこうかしょう}（ALS）患者^{かんじゃ}等^{とう}気管切開^{きかんせつがい}を伴^{ともな}う人工呼吸器^{じんこうこきゅうき}による呼吸^{こきゅう}管理^{かんり}を行^{おこな}っており、障害^{しょうがい}程度^{ていど}区分^{くぶん}6の方^{かた}筋ジストロフィー^{きん}患者^{かんじゃ}、重症^{じゅうしょう}心身^{しんしん}障害^{しょうがい}者^{しや}であって、障害^{しょうがい}程度^{ていど}区分^{くぶん}5以上^{いじょう}の方^{かた}

単位 ^{たんい}	H24年度 ^{ねんど}	H25年度 ^{ねんど}	H26年度 ^{ねんど}
利用人数 ^{りようにんずう}	330	330	330

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

(2) 生活介護 【介護給付】

常時介護を必要とする方に対し、主として昼間において、障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	4,440	4,670	4,900
人日/月	84,360	88,730	93,100

(3) 自立訓練（機能訓練） 【訓練等給付】

身体障がいのある方を対象に、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練を実施します。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	10	10	10
人日/月	220	220	220

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

(4) 自立訓練(生活訓練) 【訓練等給付】

知的又は精神障がいのある方を対象に、生活能力の維持・向上などのため、一定期間、食事や家事などの日常生活能力の向上のための支援を実施します。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	130	140	160
人日/月	2,170	2,340	2,670

(5) 就労移行支援 【訓練等給付】

一般企業などでの就労を希望する65歳未満の方に、就労に必要な知識及び能力の向上のため、一定期間、事業所内や企業における生産活動などの機会の提供を行うとともに、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	430	470	510
人日/月	7,960	8,700	9,400

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

(6) 就労継続支援(A型) 【訓練等給付】

一般就労が困難な65歳未満の方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	910	1,000	1,080
人日/月	17,100	18,800	20,300

(7) 就労継続支援(B型) 【訓練等給付】

一般就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばずに生産活動等の機会の提供を行うとともに、就労に関わる支援を行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	2,680	2,920	3,160
人日/月	46,100	50,220	54,350

(8) 短期入所(ショートステイ) 【介護給付】

介護する方が病気の場合などに、施設において短期間、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援を行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	570	630	690
人日/月	4,550	5,030	5,510

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

6 居住系サービス量の見込み

地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホームについて、社会福祉法人などに必要な支援を行い充実を図るとともに、地域移行支援・地域定着支援などの推進と併せ、入所施設や病院から地域生活への移行を進めます。

居住系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

利用人数：月間の利用人数（実人数）

(1) 共同生活介護【介護給付】・共同生活援助【訓練等給付】

共同生活介護（ケアホーム）

主として夜間において、共同生活住居で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活住居で相談その他の日常生活上の援助を行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	1,940	2,230	2,520
定員数	2,040	2,340	2,650

共同生活介護と共同生活援助を合わせた見込量

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

(2) 施設入所支援 【介護給付】

主に夜間において、障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	2,200	2,140	2,080

7 相談支援サービス量の見込み

障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援サービスを充実していきます。

相談支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

利用人数：月間の利用人数（実人数）

(1) 計画相談支援

サービスの支給決定におけるサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

	単位	H24年度	H25年度	H26年度
計画相談支援	利用人数	910	2,050	3,800

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

(2) 地域相談支援

住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

	たんい 単位	H24年度 ねんど	H25年度 ねんど	H26年度 ねんど
ちいきいこうしえん 地域移行支援	りょうにんずう 利用人数	50	50	50
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	りょうにんずう 利用人数	10	10	10

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

8 地域生活支援事業のサービス量の見込み

(1) 概要

地域生活支援事業は、障がいのある方がその持っている能力や適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村などを中心として、地域で生活する障がいのある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

(2) 実施主体

地域生活支援事業は、市町村が行う市町村地域生活支援事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援事業とに分かれます。札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によっては、事業の全部または一部を団体などに委託して実施します。

(3) 札幌市における地域生活支援事業のメニュー

地域生活支援事業では、すべての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。札幌市では、これまでの事業実施状況やサービス提供体制を勘案し、以下の事業を展開していきます。

サービス見込量^{みこみりょう}については、国の策定指針^{くに さくていししんとう}等をふまえ^{さいせいり}再整理します。

ちいきせいかつしえんじぎょういちらん ひつすじぎょう 地域生活支援事業一覧（必須事業）	
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業	しょう しゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業
	しょう じどうりょういくしえんじぎょう 障がい児等療育支援事業
	ちいきじりつしえんきょうぎかい 地域自立支援協議会
	じゅうたくにゅうきょとうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業
せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	
コミュニケーション しえんじぎょう 支援事業	しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業
	しゅわつうやくせっちじぎょう 手話通訳設置事業
	ようやくひっきほうしいんはけんじぎょう 要約筆記奉仕員派遣事業
にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業	
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	こべつしえんがた 個別支援型
	しゃりょういそうがた 車両移送型
ちいきかつどうしえん きのうきょうかじぎょう 地域活動支援センター機能強化事業	

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

ちいきせいかつしえんじぎょういちらん にんいじぎょう 地域生活支援事業一覧（任意事業）		
ふくし じぎょう 福祉ホーム事業		
しんたいしょうがいしゃにゆうよく じぎょう 身体障害者入浴サービス事業		
きゅうしんたいしょうがいしゃじりつしえんじぎょうりようしゃしえんじぎょう 旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業		
せいかつしえんじぎょう 生活支援事業	せいかつくねんどう じぎょう 生活訓練等 事業	ちょうかくしょう しゃしゃかいせいかつきょうしつかいさいじぎょう 聴覚障がい者社会生活教室開催事業
		しゃかいてきおうくねんじぎょう オスメイト社会適応訓練事業
		おんせいきのうくねんじぎょう 音声機能訓練事業
		てんじそくときじょうほう じぎょう 点字即時情報ネットワーク事業
		ちゅうとつめいしゃしゃかいてきおうくねんじぎょう 中途失明者社会適応訓練事業
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業		
しゃかいさんか 社会参加 そくしんじぎょう 促進事業	きょうしつかいさいどうじぎょう スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	
	てんじ こえ こうほうどうほっこうじぎょう 点字・声の広報等発行事業	
	ほうしいんようせい 奉仕員養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	しゅわほうしいんようせいじぎょう 手話奉仕員養成事業
		ようやくひつきほうしいんようせいじぎょう 要約筆記奉仕員養成事業
		てんやくほうしいんようせいじぎょう 点訳奉仕員養成事業
		ろうどくほうしいんようせいじぎょう 朗読奉仕員養成事業
	じどうしゃうてんめんきよしゅとく かいぞうほじょじぎょう 自動車運転免許取得・改造補助事業	
	た しゃかい その他社会 さんかそくしんじぎょう 参加促進事業	しょう しゃ そうだんうんえいじぎょう 障がい者あんしん相談運営事業
		しょう しゃ うんえいじぎょう 障がい者ITサポートセンター運営事業
		ざいたくじゅうどうしょう しゃ じ かも じぎょう 在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業
しんたいしょうがいしゃふくしでんわせつちじぎょう 身体障害者福祉電話設置事業		
もう しゃつうやく はけんじぎょう 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業		
はったつしょうがいしゃしえん うんえいじぎょう だいとしとくれい 発達障害者支援センター運営事業（大都市特例）		

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

地域生活支援事業のサービス見込量に係る単位の考え方は次のとおりです。

利用人数：月間の利用人数（実人数）

の延べ利用人数：年間の総利用件数

の延べ利用時間：年間の総利用時間

ア 相談支援事業

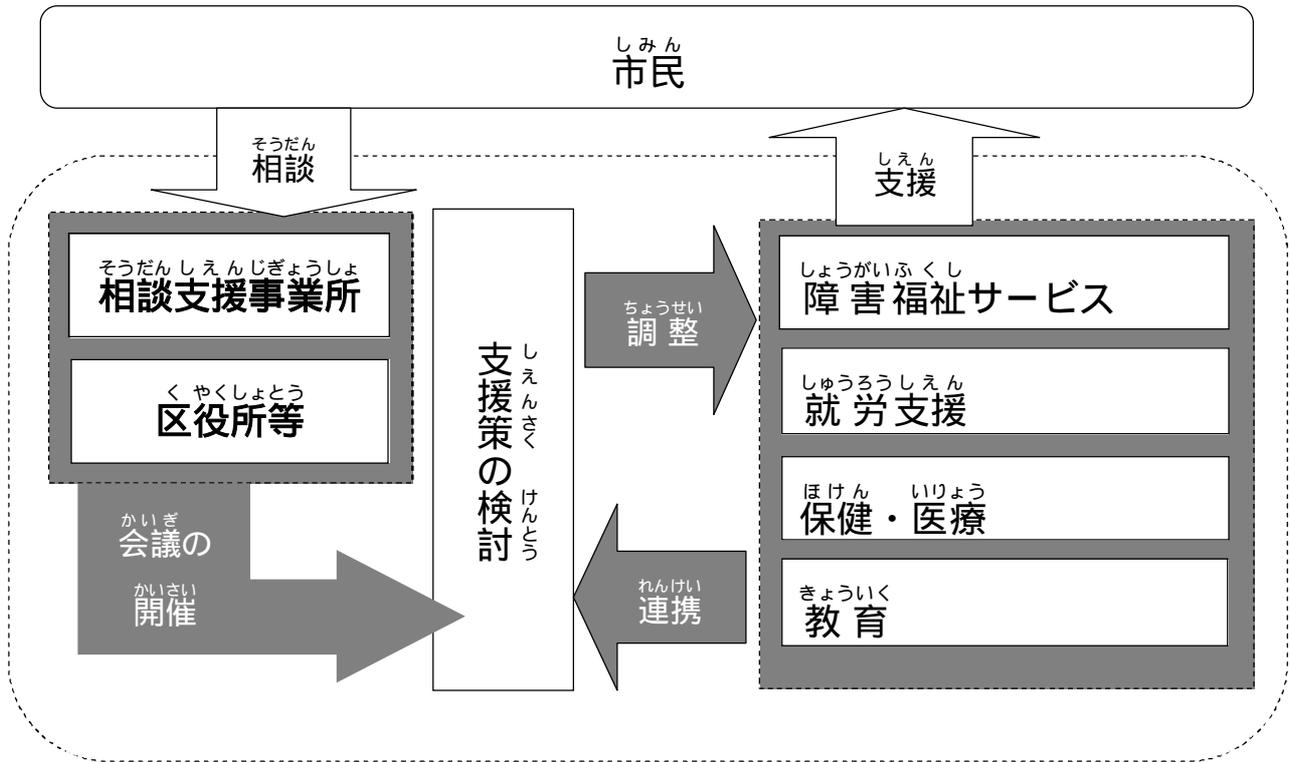
障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

また、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行うとともに、相談支援機能強化事業を実施します。

	単位	H24年度	H25年度	H26年度
障がい者相談支援事業	箇所数	18	19	20
障がい児等療育支援事業	箇所数	6	6	6
地域自立支援協議会	実施の有無	あり	あり	あり
住宅入居等支援事業	実施の有無	あり	あり	あり

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

相談支援イメージ



イ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められ、本人や親族等による申立てが期待できない知的障がい者、精神障がい者について、市長が申立てを行い、費用を負担して成年後見制度の利用を支援します。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
実施の有無	あり	あり	あり

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

ウ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者などに、手話通訳や要約筆記を行う方を派遣し、コミュニケーションを支援します。

	たんい 単位	H24年度	H25年度	H26年度
手話通訳者	利用人数	530	540	550
派遣事業	の 延べ派遣人数	6,340	6,540	6,750
手話通訳者	通訳者数	65	65	65
設置事業	(うち専従通訳者数)	(11)	(11)	(11)
要約筆記奉仕員	利用人数	80	80	80
派遣事業	の 延べ派遣人数	830	830	830

の 延べ派遣人数：年間の総派遣件数

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

エ 日常生活用具給付事業

障がいのある方に、自立生活支援用具等の給付を行います。

	たんい 単位	ねんど H24年度	ねんど H25年度	ねんど H26年度
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	けんすう 件数	126	128	130
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具		780	790	800
ざいたくりょうようとうしえんようぐ 在宅療養等支援用具		300	305	310
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具		370	375	380
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具		28,250	28,530	28,810
きょたくせいかつどうさほじょようぐ じゅうたくかいしゅうひ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		104	105	106

けんすう ねんかん そうきゅうふけんすう
件数：年間の総給付件数

オ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者などに、外出のための支援を行います。

	たんい 単位	ねんど H24年度	ねんど H25年度	ねんど H26年度
こべつしえんがた 個別支援型	かしょすう 箇所数	385	400	415
	りょうにんずう 利用人数	2,990	3,050	3,100
	の りょうじかん 延べ利用時間	444,270	452,920	461,730
しゃりょういそうがた 車両移送型	りょうにんずう 延べ利用人数	6,400	6,400	6,400

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

カ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある方の地域生活の支援を促進します。

	たんい 単位	ねんど H24年度	ねんど H25年度	ねんど H26年度
きそてきじぎょう 基礎的事業	かしょすう 箇所数	68	63	58
	りょうにんずう 利用人数	750	700	650
きのうきょうかじぎょう 機能強化事業	かしょすう 箇所数	59	54	49

キ 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障がいのある方に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を行います。

たんい 単位	ねんど H24年度	ねんど H25年度	ねんど H26年度
ていいん 定員	45	45	45

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

ク 身体障害者入浴サービス事業

訪問などにより入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	130	130	130
延べ利用人数	3,970	3,970	3,970

ケ 旧身体障害者自立支援事業利用支援事業

身体障害者自立支援事業（身体障がい者向け公営住宅に居住している重度の身体障がい者に介助サービスを提供する事業。自立支援給付への移行に伴い平成20年3月31日事業終了）を利用していただく方に対し、自立支援給付のサービスにない駐車場の除雪、庭の除草及び共用部分の清掃の支援を行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	6	6	6

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

コ 生活訓練等事業

障がいのある方などに対して日常生活上必要な訓練などを行います。

	た 単 位	H24年度	H25年度	H26年度
聴覚障がい者社会 生活教室開催事業	の 延べ利用人数	1,100	1,100	1,100
オストメイト社会適応 訓練事業	の 延べ利用人数	300	300	300
音声機能訓練事業	の 延べ利用人数	800	800	800
点字即時情報ネット ワーク事業	の 延べ利用人数	4,900	4,900	4,900
中途失明者社会適応 訓練事業	の 延べ利用人数	1,200	1,200	1,200

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

サ 日中一時支援事業

障がいのある方などの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るために、障がいのある方等を一時的に預かり介護します。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	860	900	940
の延べ利用人数	21,310	22,300	23,340
箇所数	70	75	80

シ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある方の体力増強、交流、余暇などに資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催します。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
の延べ利用人数	1,100	1,100	1,100

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

ス 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある方のために、点訳、音訳その他障がいのある方に分かりやすい方法により、広報さっぽろの情報など障がいのある方が地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	860	860	860

セ 奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援に必要な手話通訳者や要約筆記奉仕員、点訳朗読奉仕員を養成します。

	単位	H24年度	H25年度	H26年度
手話奉仕員養成事業	人数	420	420	420
要約筆記奉仕員養成事業	人数	50	50	50
点訳奉仕員養成事業	の延べ人数	3,000	3,000	3,000
朗読奉仕員養成事業	の延べ人数	1,000	1,000	1,000

人数：養成事業の受講人数（実人数）

の延べ人数：養成事業の年間総受講件数

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

ソ **自動車運転訓練費・改造補助事業**

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成
します。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	55	55	55

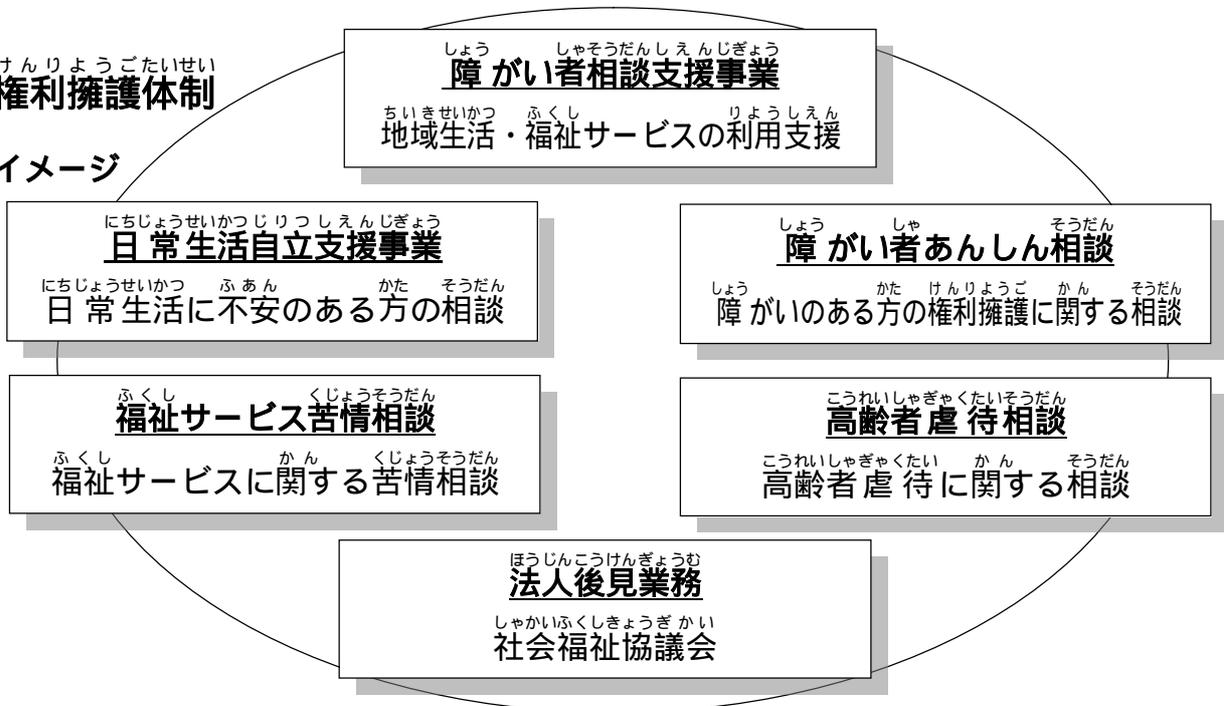
タ **障がい者あんしん相談運営事業**

障がいのある方の権利擁護に係る相談等に応じるため、常設相談
窓口を設置し、専門的な相談に応じるほか、専門機関への情報提供を
行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
箇所数	1	1	1

権利擁護体制

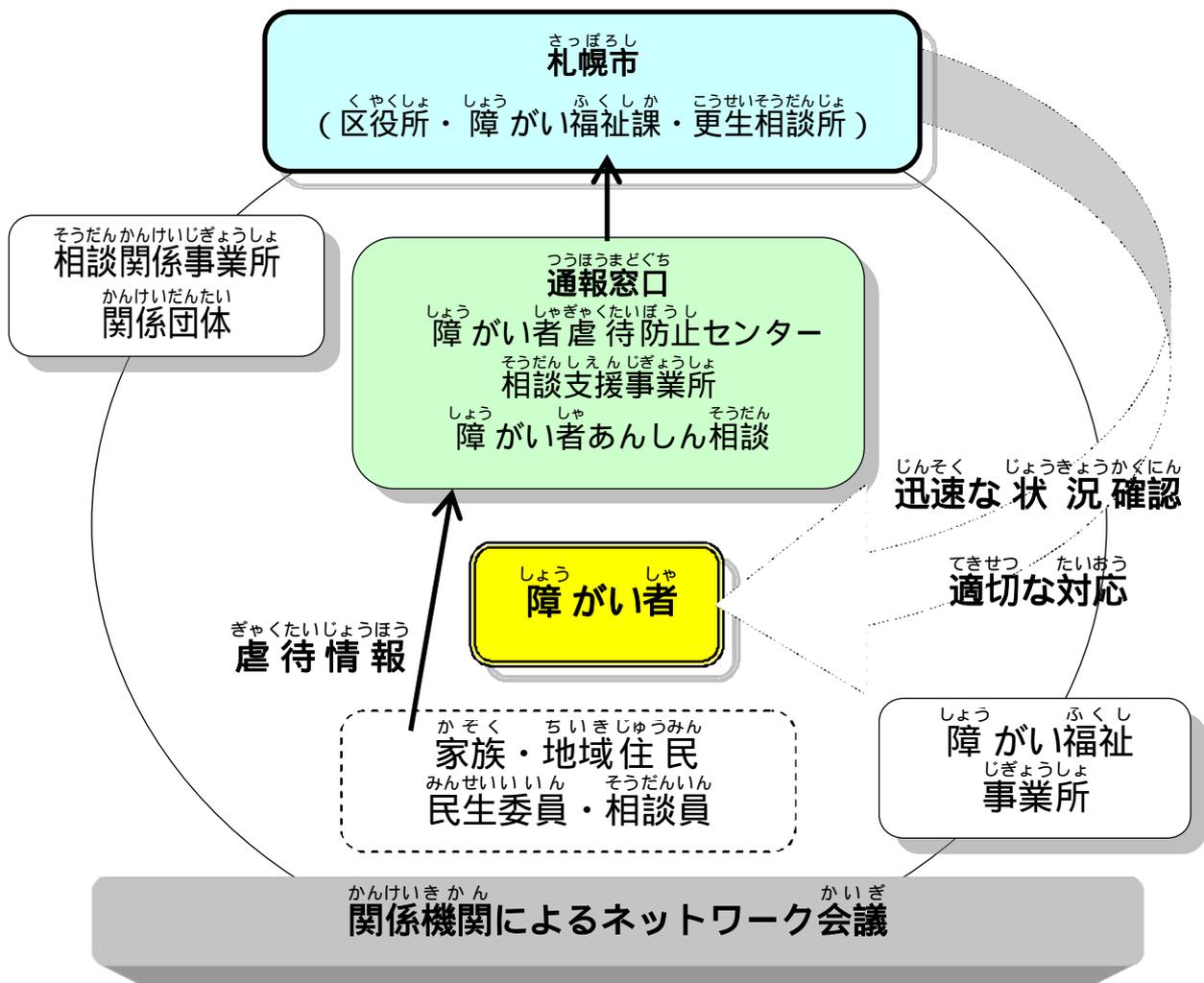
イメージ



サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

虐待情報への対応について

障がいのある方への虐待が疑われる情報（虐待情報）に対して迅速に対応するため、障がい者虐待防止センターや相談支援事業所等に通報窓口を設置、障害程度区分認定や判定時における状況確認、虐待情報の適切な管理及び必要な範囲での情報共有や取組を行い、関係機関と連携して、速やかに状況を確認し、適切に対応できる体制の整備を図っています。



障がい者虐待防止センターについては、平成24年10月の設置を目指します。

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

チ 障がい者ITサポートセンター運営事業

障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上を図るため、障がい者ITサポートセンターを拠点として、ITを活用した障がいのある方の社会参加促進を図ります。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
箇所数	1	1	1

ツ 在宅重度障がい者(児)紙おむつサービス事業

感覚マヒなどにより常時おむつを使用している在宅の重度障がい者(児)に紙おむつを支給します。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	1,430	1,490	1,540
の延べ利用人数	17,180	17,820	18,480

テ 身体障害者福祉電話設置事業

難聴者または外出困難な在宅重度身体障がい者に対し電話を貸与し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保します。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	50	45	40

現在、新規貸与は実施していない。

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

ト 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業

視覚と聴覚の両方に障がいのある方のコミュニケーションや
外出支援のために、通訳・ガイドヘルパーを派遣します。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	20	21	22

ナ 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターを拠点として、自閉症など発達障がいのある方やその家族に対する支援を総合的に行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
箇所数	1	1	1
利用人数	850	850	850

9 サービス見込量等確保のための方策

(1) 訪問系サービス

障害福祉サービスについての基本的な考え方（63ページ）に基づき、以下の視点に立って、必要な訪問系サービスを提供できるようサービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

障がい特性に応じた質の高いサービスを障がい種別にかかわらず提供するため、事業者の参入を促進し、引き続きサービス基盤の整備に努めていきます。

個々のニーズに応じた適切なサービス提供に向け、居宅介護事業所などを対象とした個別支援計画作成研修を引き続き実施していきます。

円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

障害福祉サービスについての基本的な考え方（63ページ）に基づき、以下の視点に立って、希望する障がい者に日中活動系サービスを提供できるようサービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

新規事業者の参入を促進するとともに、身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、引き続きサービス基盤の整備に努めていきます。

それぞれのニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するため、先駆的な取組の調査・研究をし、事業者への周知・働きかけを行

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

っていきます。

円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図っていきます。

(3) 居住系サービス

障がいのある方の地域生活への移行を促進するため、以下の視点に立って、住まいの場となる居住系サービスの充実に努めます。

地域での居住の場となるグループホーム、ケアホーム等について、北海道、事業者と協働し、設置を推進していきます。

必要な施設整備については、国、北海道と調整し、引き続き実施していきます。

(4) 相談支援サービス

障がいのある方の地域生活への移行や地域定着を促進するため、以下の視点に立って、障害福祉サービスの適切な利用を支える相談支援の充実に努めます。

それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援を提供するため、先駆的な取組の調査・研究をし、事業者への周知・働きかけをおこなっていきます。

円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図っていきます。

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

(5) 地域生活支援事業

障がいのある方の生活の安心を確保し、自立と社会参加の促進に向け、さまざまなニーズに対応したサービスを提供するため、以下の視点に立って、地域生活支援事業の充実に努めます。

地域での自立した生活を支えるため、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業など多彩なメニューを引き続き実施していきます。

相談支援事業を拡充し、地域における相談支援体制の充実に努めるとともに、地域自立支援協議会を活用した地域のネットワークづくりを一層推進していきます。

個々のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供ができるように、事業のあり方について適宜検討していきます。

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

10 サービス見込量一覧						
サービス種別		単位	24年度	25年度	26年度	
訪問系(ほつもんけい)	きよたくかいご 居宅介護	りょうにんずう 利用人数	3,130	3,500	3,910	
		じかん つき 時間/月	65,410	71,550	79,280	
	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	りょうにんずう 利用人数	270	290	310	
		じかん つき 時間/月	58,020	62,100	65,400	
	じゅうどしょうがいしゃとう 重度障害者等	りょうにんずう 利用人数	5	10	15	
		ほうかつしえん 包括支援	じかん つき 時間/月	2,200	4,400	6,600
	こうどうえんご 行動援護	りょうにんずう 利用人数	390	450	520	
		じかん つき 時間/月	6,840	7,880	9,000	
	どうこうえんご 同行援護	りょうにんずう 利用人数	400	410	420	
		じかん つき 時間/月	7,900	8,100	8,300	
	居住系(じゅうけい)	きょうどうせいかつかいご 共同生活介護	りょうにんずう 利用人数	1,940	2,230	2,520
			ていいんすう 定員数	2,040	2,340	2,650
しせつにゆうしょしえん 施設入所支援		りょうにんずう 利用人数	2,200	2,140	2,080	
相談(そうだん)	けいかくそうだんしえん 計画相談支援	りょうにんずう 利用人数	910	2,050	3,800	
	ちいきいこうしえん 地域移行支援	りょうにんずう 利用人数	50	50	50	
	ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	りょうにんずう 利用人数	10	10	10	

りょうにんずう げっかん りょうにんずう じつにんずう
利用人数：月間の利用人数(実人数)

じかん つき げっかん ていきょうじかんすう
時間/月：月間のサービス提供時間数

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

サービス種別		単位	24年度	25年度	26年度
日中活動系(うちゆうかつどうけい)	療養介護	利用人数	330	330	330
	生活介護	利用人数	4,440	4,670	4,900
		人日/月	84,360	88,730	93,100
	自立訓練 (機能訓練)	利用人数	10	10	10
		人日/月	220	220	220
	自立訓練 (生活訓練)	利用人数	130	140	160
		人日/月	2,170	2,340	2,670
	就労移行支援	利用人数	430	470	510
		人日/月	7,960	8,700	9,400
	就労継続支援 (A型)	利用人数	910	1,000	1,080
人日/月		17,100	18,800	20,300	
就労継続支援 (B型)	利用人数	2,680	2,920	3,160	
	人日/月	46,100	50,220	54,350	
短期入所	利用人数	570	630	690	
	人日/月	4,550	5,030	5,510	

利用人数：月間の利用人数（実人数）

人日/月：「月間の利用人数」×「1人1 か月あたりの平均利用日数」で算出される

サービス量

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
相談支援事業				
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	箇所数	18	19	20
障がい児等療育支援事業	箇所数	6	6	6
地域自立支援協議会	実施の有無	あり	あり	あり
住宅入居等支援事業	実施の有無	あり	あり	あり
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	あり	あり	あり
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者派遣事業	利用人数 延べ派遣数	530 6,340	540 6,540	550 6,750
手話通訳設置事業	通訳者数 (うち専従)	65 (11)	65 (11)	65 (11)
要約筆記奉仕員派遣事業	利用人数 延べ派遣数	80 830	80 830	80 830
日常生活用具給付事業				
介護・訓練支援用具	件数	126	128	130
自立生活支援用具	件数	780	790	800
在宅療養等支援用具	件数	300	305	310
情報・意思疎通支援用具	件数	370	375	380
排泄管理支援用具	件数	28,250	28,530	28,810
居宅生活動作補助用具	件数	104	105	106

利用人数：月間の利用人数（実人数）

述べ派遣件数：年間の総派遣件数

延べ利用人数：年間の総利用件数

件数：年間の総給付件数

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
移動支援				
個別支援型	箇所数	385	400	415
	利用人数	2,990	3,050	3,100
	延べ利用時間数	444,270	452,920	461,730
車両移送型	延べ利用人数	6,400	6,400	6,400
地域活動支援センター				
基礎的事業	箇所数	68	63	58
	利用人数	750	700	650
機能強化事業	箇所数	59	54	49
福祉ホーム	定員	45	45	45
身体障害者入浴サービス事業	利用人数	130	130	130
	延べ利用人数	3,970	3,970	3,970
旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業	利用人数	6	6	6
生活支援事業				
生活訓練等事業				
聴覚障がい者社会生活教室開催事業	延べ利用人数	1,100	1,100	1,100
オストメイト社会適応訓練事業	延べ利用人数	300	300	300
音声機能訓練事業	延べ利用人数	800	800	800
点字即時情報ネットワーク事業	延べ利用人数	4,900	4,900	4,900
中途失明者社会適応訓練事業	延べ利用人数	1,200	1,200	1,200

利用人数：月間の利用人数（実人数）

延べ利用人数：年間の総利用件数

述べ利用時間：年間の総利用時間

サービス見込量については、国の策定指針等をふまえ再整理します。

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
日中一時支援事業	利用人数	860	900	940
	延べ利用人数	21,310	22,300	23,340
	箇所数	70	75	80
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	延べ利用人数	1,100	1,100	1,100
点字・声の広報等発行事業	利用人数	860	860	860
奉仕員養成研修事業				
手話奉仕員養成事業	人数	420	420	420
要約筆記奉仕員養成事業	人数	50	50	50
点訳奉仕員養成事業	延べ人数	3,000	3,000	3,000
朗読奉仕員養成事業	延べ人数	1,000	1,000	1,000
自動車運転免許取得・改造補助事業	利用人数	55	55	55
その他社会参加促進事業				
障がい者あんしん相談運営事業	箇所数	1	1	1
障がい者ITサポートセンター運営事業	箇所数	1	1	1
在宅重度障がい者（児）	利用人数	1,430	1,490	1,540
紙おむつサービス事業	延べ利用人数	17,180	17,820	18,480
身体障害者福祉電話設置事業	利用人数	50	45	40
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	利用人数	20	21	22
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	1	1	1
	利用人数	850	850	850

利用人数：月間の利用人数（実人数）

延べ利用人数：年間の総利用件数

人数：養成事業の受講人数（実人数）

延べ人数：養成事業の年間総受講件数

だい しょう しょう しゃ てんけん ひょうか みなお
第5章 障がい者プランの点検・評価・見直し

かんけいきかん けんしょう
1 関係機関での検証

しょう しゃ しんちよく かんり しさく じっせき たっせい
障がい者プランの進捗管理につきましては、施策の実績や達成
じょうきょうとう しょうがいしゃ しさく すいしん きょうぎかい めいしょうへんこう かのうせい
状況等について、障害者施策推進協議会(名称変更の可能性あり)
さっぽろししゃかいふくしきょうぎかい さっぽろしせいしんほけんふくししんぎかい さっぽろしちいきじりつ
札幌市社会福祉協議会、札幌市精神保健福祉審議会、札幌市地域自立
しえんきょうぎかいとう かんけいきかん ほうこく けんしょう おこな
支援協議会等の関係機関に報告し検証を行います。

しみんいけん はんえい
2 市民意見の反映

しさく すいしん じぎょう じっし でまえこうざ いけんこうかんかい
施策の推進や事業の実施にあたりましては、出前講座や意見交換会など
つう しみん よ いけん さんこう
を通じて、市民のみなさまからお寄せいただく意見を参考にしながら、
ひつよう しさく けんとう しつ こうじょう はか
必要な施策の検討やサービスの質の向上を図っていきます。

けいかく すいしん
4 計画の推進

しみん ちいき かんけいだんたい じぎょうしゃ かんけい
市民のみなさまをはじめ、地域の関係団体や事業者のみなさま、関係
きかんとう きょうりょく けいかく えんかつ すいしん つと
機関等と協力して、計画の円滑な推進に努めます。

けいかく みなお
5 計画の見直し

しみん よ いけん かんけいきかんとう けんしょうけっか
市民のみなさまからお寄せいただく意見や、関係機関等での検証結果、
さらに、くに すす しょう しゃせいどいかい とうこうとう ふ
さらに、国において進められている障がい者制度改革の動向等も踏まえ、
ひつよう おう けいかく みなお おこな
必要に応じて計画の見直しを行います。

第6章 障がい者プランの策定経過

1 策定体制

市役所内部での検討のほか、障がい当事者や家族の方、障がい者団体の方、福祉関係者、有識者等で構成する「札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議」を設置し、さまざまなご意見を伺ってきました。

また、札幌市社会福祉審議会、障害者施策推進協議会（名称変更の可能性あり）、札幌市精神保健福祉審議会、札幌市地域自立支援協議会等の関係機関からもご意見を伺ってきました。

「札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議」の委員名簿は113ページに掲載しております。

2 障がい児者実態等調査

計画の改定や障がい福祉施策の検討のための基礎資料等とすることを目的に、障がい児・者の生活や活動状況、障害福祉サービス等の利用状況などについてアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果については、別途、報告書としてまとめました。

実施期間：平成22年11月8日から11月30日

3 意見交換会・出前講座の開催

(1) 市内主要障がい者団体との意見交換

身体障がい、知的障がい及び精神障がい（発達障がいを含む）の主な団体と各1回（合計3回）意見交換を行いました。

(2) 市民との意見交換

広く市民を対象として、地域生活支援・就労支援のテーマを中心

に、地域の身近な課題などについて意見交換・情報共有を行うとともに、障がいのある人に対する理解促進を図りました。

(3) 地域の関係機関・団体への出前講座

地域自立支援協議会の各部会や関係団体等に対して、出前講座を通じて地域福祉に関する身近な課題などについて意見交換・情報共有を行うとともに、地域との連携体制の強化に努めました。

(参考1) 会議等における検討の経過

平成22年	8月	札幌市障 害者施策推進協議会 (改定の概要、実態調査実施概要等)
	10月	札幌市精神保健福祉審議会・札幌市地域自立支援協議会 (改定の概要、実態調査実施概要等)
	11月	障 がい児者実態等調査(アンケート調査)
	12月	障 がい福祉施策に係る計画策定会議 (改定の概要、改定スケジュール、計画の構成等)
平成23年	2月	障 がい者保健福祉部会作業委員会【庁内会議】 (改定の概要、改定スケジュール、計画の構成等) 市長・副市長との意見交換 (改定の概要)

- 3月 しょう ふくししさく かか けいかくさくていかいぎ
障がい福祉施策に係る計画策定会議
けいかくこうせい しみんいけん ちょうしゅほうほう さぎょう
 (計画構成、市民意見の聴取方法、作業スケジュール)
さっぽろししょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかい さっぽろしせいしん
札幌市障害者施策推進協議会・札幌市精神
ほけんふくししんぎかい さっぽろしちいきじりつしえんきょうぎかい
保健福祉審議会・札幌市地域自立支援協議会
けいかくこうせい しみんいけん ちょうしゅほうほう さぎょう
 (計画構成、市民意見の聴取方法、作業スケジュール)
- 5月 しょう しゃほけんふくしぶかいさぎょういいんかい ちょうないかいぎ
障がい者保健福祉部会作業委員会【庁内会議】
けいかくこっしあん かくにん
 (計画骨子案の確認)
- しょう ふくししさく かか けいかくさくていかいぎ
障がい福祉施策に係る計画策定会議
けいかくこっしあん かくにん
 (計画骨子案の確認)
- 7月 しょう しゃほけんふくしぶかいさぎょういいんかい ちょうないかいぎ
障がい者保健福祉部会作業委員会【庁内会議】
けいかくかんれんしゅようとりくみ
 (計画関連主要取組について)
- しょう ふくししさく かか けいかくさくていかいぎ
障がい福祉施策に係る計画策定会議
けいかくかんれんしゅようとりくみ
 (計画関連主要取組について)
- 10月 しょう ふくししさく かか けいかくさくていかいぎ
障がい福祉施策に係る計画策定会議
しょうがいふくし みこみりょう
 (障害福祉サービスの見込量について)
さっぽろししょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかい さっぽろしちいき
札幌市障害者施策推進協議会・札幌市地域
じりつしえんきょうぎかい
自立支援協議会
しょうがいふくし みこみりょう
 (障害福祉サービスの見込量について)

- 11月 がつ しゃかいふくししんぎかい
社会福祉審議会
けいかくかいてい がいよう
 (計画改定の概要について)
- しょう しゃほけんふくしぶかいさぎょういいんかい ちょうないかいぎ
障がい者保健福祉部会作業委員会【庁内会議】
けいかくあん けんとう
 (計画案の検討)
- 12月 がつ しょう しゃほけんふくしぶかい きかくちょうせいかいぎ しちょう
障がい者保健福祉部会、企画調整会議、市長
ふくしちょうかいぎ ちょうないかいぎ
副市長会議【庁内会議】
けいかくあん けんとう
 (計画案の検討)
- へいせい ねん
 平成24年 がつ けいかくあん こうひょう
 1月 **計画案の公表**
- パブリックコメント**
- がつ しょう ふくししさく かか けいかくさくていかいぎ さっぽろし
 1～3月 **障がい福祉施策に係る計画策定会議、札幌市**
よてい しょうがいしゃ しさく すいしんきょう ぎかい さっぽろし ちいき じりつ
 (予定) **障害者施策推進協議会、札幌市地域自立**
しえんきょうぎかい
支援協議会
けいかくあん
 (計画案について)
- がつ けいかくこうひょう
 3月 **計画公表**
よてい
 (予定)

さんこう いけんこうかんとく おも
(参考2) 意見交換会等 (主なもの)

さっぽろしちいきじりつしえんきょうぎかいちいきぶかい く でまえこうざ かい
札幌市地域自立支援協議会地域部会 (10区) との出前講座 10回
へいせい ねん がつ がつ じっし
平成23年4月から 9月にかけて実施

さっぽろしちいきじりつしえんきょうぎかいそうだんしえんせんもんぶかい でまえこうざ かい
札幌市地域自立支援協議会相談支援専門部会 との出前講座 1回
へいせい ねん がつ じっし
平成23年6月に実施

さっぽろしちいきじりつしえんきょうぎかいしゅうろうしえんすいしんぶかい でまえこうざ かい
札幌市地域自立支援協議会就労支援推進部会 との出前講座 1回
へいせい ねん がつ じっし
平成23年7月に実施

しなしいしゅようしょう しゃだんたい いけんこうかん かい
市内主要障がい者団体 との意見交換 3回
へいせい ねん がつ がつ じっし
平成23年6月から 9月にかけて実施

しみん いけんこうかんとく かい
市民 との意見交換会 2回
へいせい ねん がつ じっし
平成23年9月に実施

た かんけいだんたいとく でまえこうざ かい
その他、関係団体等 との出前講座 1回
へいせい ねん がつ がつ じっし
平成23年6月から 9月にかけて実施

さんこう さっぽろし しょう ふくししさく か かけいかくさくていかいぎ いいんめいぼ
 (参考3) 札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議 委員名簿

	しめい 氏名	しょぞくだんたいとう 所属団体等
1	あさか ひろふみ 浅香 博文	さっぽろししんたいしょうがいしゃふくしきょうかいかいちょう 札幌市身体障害者福祉協会会長
2	うえだ まりこ 上田 マリ子	にっぽんはったつしょうがい ほっかいどうかいかいちょう 日本発達障害ネットワーク北海道会長
3	さがわ としき 佐川 俊樹	さっぽろししかくしょうがいしゃふくしきょうかいりじ 札幌市視覚障害者福祉協会理事
4	さとう よしお 佐藤 義夫	さっぽろしせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかいかいちょう 札幌市精神障害者家族連合会会長
5	しばき あつこ 芝木 厚子	さっぽろちてきしょうがいしせつきょうかいかいちょう 札幌知的障害施設協会会長
6	ひろおか ひろし 廣岡 博	さっぽろして いくせいかいかいちょう 札幌市手をつなぐ育成会会長
7	ほそかわ うしお 細川 潮	さっぽろしせいしんしょうがいかいふくしゃ れんごうかいかいちょう 札幌市精神障害回復者クラブ連合会会長
8	まつかわ としみち 松川 敏道	さっぽろがくいんだいがくじんぶんがくぶじゅんきょうじゅ 札幌学院大学人文学部准教授
9	まつだ やすこ 松田 靖子	さっぽろ かい 札幌みんなの会
10	みずたに あまね 水谷 周	そうだんしつ そうだんしえんせんもんいん 相談室あゆみ相談支援専門員
11	みやうち ひろこ 宮内 博子	さっぽろちょうかくしょうがいしゃきょうかいりじ 札幌聴覚障害者協会理事
12	もり いちや 森 一也	さっぽろしいしかいりじ 札幌市医師会理事
13	やまうち まゆみ 山内 まゆみ	さっぽろしたいふじゅうふくしかいりじちょう 札幌肢体不自由福祉会理事長

おんじゅん (50音順) は議長、は議長代理をそれぞれ表す。

1 しょう しゃ じ すう
障がい者(児)数

しんたいしょう ちてきしょう
(1) 身体障がい・知的障がい

(人、%)

	じんこう 人口	しんたいしょう じ しゃ 身体障がい児・者		ちてきしょう じ しゃ 知的障がい児・者	
		てちょうしょじしゃすう 手帳所持者数	たいじんこうひ 対人口比	てちょうしょじしゃすう 手帳所持者数	たいじんこうひ 対人口比
ちゅうおう 中央	221,344	8,646	3.9	955	0.4
きた 北	279,029	12,090	4.3	1,872	0.7
ひがし 東	255,672	11,524	4.5	1,911	0.7
しろいし 白石	204,749	9,225	4.5	1,580	0.8
あつべつ 厚別	128,628	6,198	4.8	962	0.7
とよひら 豊平	212,579	8,758	4.1	1,323	0.6
きよた 清田	116,764	4,423	3.8	713	0.6
みなみ 南	145,480	7,437	5.1	1,077	0.7
にし 西	211,286	9,113	4.3	1,560	0.7
ていね 手稲	140,011	6,326	4.5	984	0.7
そうすう 総数	1,915,542	83,740	4.4	12,937	0.7

じんこう へいせい ねん がつ にちげんざい
人口：平成23年4月1日現在

た へいせい ねん どまつげんざい
その他：平成22年度末現在

(2) 精神障がい

(人、%)

	じんこう 人口	てちょうしょじしやすう 手帳所持者数	たいじんこうひ 対人口比	じりつしえんいりょう 自立支援医療 じゆきゆうしやすう 受給者数	たいじんこうひ 対人口比
ちゅうおう 中央	221,344	1,859	0.8	4,555	2.1
きた 北	279,029	2,418	0.9	6,423	2.3
ひがし 東	255,672	2,184	0.9	6,140	2.4
しろいし 白石	204,749	2,001	1.0	5,270	2.6
あつべつ 厚別	128,628	1,088	0.8	2,780	2.2
とよひら 豊平	212,579	1,694	0.8	4,501	2.1
きよた 清田	116,764	675	0.6	1,902	1.6
みなみ 南	145,480	1,253	0.9	3,116	2.1
にし 西	211,286	1,882	0.9	5,504	2.6
ていね 手稲	140,011	1,072	0.8	3,182	2.3
そうすう 総数	1,915,542	16,126	0.8	43,373	2.3

じんこう へいせい ねん がつ にちげんざい
人口：平成23年4月1日現在

た へいせい ねん どまつげんざい
その他：平成22年度末現在

(3) 身体障がい・障がい等級別

(人、%)

	H20		H21		H22	
	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	にんずう 人数	こうせいひ 構成比
1級 ^{きゅう}	28,574	35.7	29,344	35.7	29,801	35.6
2級 ^{きゅう}	15,087	18.9	15,113	18.4	15,087	18.0
3級 ^{きゅう}	11,585	14.5	11,949	14.5	12,249	14.6
4級 ^{きゅう}	16,026	20.0	16,975	20.7	17,870	21.3
5級 ^{きゅう}	4,712	5.9	4,760	5.8	4,775	5.7
6級 ^{きゅう}	3,995	5.0	3,996	4.9	3,958	4.7
ごうけい 合計	79,979	100.0	82,137	100.0	83,740	100.0

かくねん どまつげんざいすう
各年度末現在数

(4) 身体障がい・障がい区分別

(人)

	H20	H21	H22
しかくしょう 視覚障がい	4,757	4,754	4,744
ちょうかく へいこうきのうしょう 聴覚・平衡機能障がい	5,681	5,671	5,648
ちょうかく 聴覚	5,625	5,612	5,582
へいこうきのう 平衡機能	56	59	66
おんせい げんご きのうしょう 音声・言語・そしゃく機能障がい	889	892	888
したいふじゆう 肢体不自由	46,308	47,741	48,695
じょうし 上肢	17,349	17,570	17,512
かし 下肢	22,778	23,910	24,964
たいかん 体幹	6,181	6,261	6,219
にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のう 乳幼児期以前の非進行性の脳 びょうへん うんどうきのうしょう 病変による運動機能障がい	335	338	344
じょうしきのう 上肢機能	189	190	194
いどうきのう 移動機能	146	148	150
ないぶしょう 内部障がい	22,009	22,741	23,421
しんぞうきのう 心臓機能	12,160	12,582	12,935
じんぞうきのう じん臓機能	5,187	5,341	5,511
こきゅうききのう 呼吸器機能	1,914	1,918	1,873
ぼうこう ちよくちようきのう ぼうこう・直腸機能	2,524	2,652	2,757
しょうちようきのう 小腸機能	128	134	134
めんえききのう 免疫機能	96	114	126
かんぞうきのう 肝臓機能	0	0	85
ごうけい 合計	79,979	82,137	83,740

かくねん どまつげんざいすう
各年度末現在数

りょういくてちょうしょじしゃすう
(5) 療育手帳所持者数

にん
 (人、%)

	H20		H21		H22	
	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	にんずう 人数	こうせいひ 構成比
A (<small>じゅうど</small> 重度)	4,758	42.2	4,913	40.6	5,143	39.8
B (<small>ちゅうど</small> 中度)	3,192	28.3	3,305	27.3	3,308	25.6
B - (<small>けいど</small> 軽度)	3,337	29.6	3,872	32.0	4,486	34.7
ごうけい 合計	11,287	100.0	12,090	100.0	12,937	100.0

かくねん どまつげんざいすう
 各年度末現在数

せいしんしょう しやてちょうしょじしゃすう
(6) 精神障がい者手帳所持者数

にん
 (人、%)

	H20		H21		H22	
	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	にんずう 人数	こうせいひ 構成比
1 <small>きゅう</small> 級	942	7.1	980	6.7	1,053	6.5
2 <small>きゅう</small> 級	7,921	59.4	8,543	58.3	9,301	57.7
3 <small>きゅう</small> 級	4,469	33.5	5,135	35.0	5,772	35.8
ごうけい 合計	13,332	100.0	14,658	100.0	16,126	100.0

かくねん どまつげんざいすう
 各年度末現在数

じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう じゆきゆうしゃすう
(7) 自立支援医療(精神通院医療) 受給者数
 (人)

	H20	H21	H22
じゆきゆうしゃすう 受給者数	35,241	39,155	43,373

かくねん どまつげんざいすう
各年度末現在数

じぎょうしょすう
2 事業所数

きよじゆうけい
(1) 居住系サービス

	H21	H22	H23
きよたくかいご 居宅介護	320	345	356
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	322	346	352
じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	1	1	1
こうどうえんご 行動援護	39	41	50
さんこう いどうしえん (参考) 移動支援	271	292	312

かくねん がつ にちげんざいすう
各年4月1日現在数

にちちゅうかつどうけい
(2) 日中活動系サービス

		H21	H22	H23
りょうようかいご 療養介護	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0
	ていいん 定員	0	0	0
せいかつかいご 生活介護	じぎょうしよすう 事業所数	43	55	69
	ていいん 定員	1,035	1,469	2,086
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練)	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0
	ていいん 定員	0	0	0
じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	じぎょうしよすう 事業所数	11	12	15
	ていいん 定員	122	128	165
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	じぎょうしよすう 事業所数	28	32	29
	ていいん 定員	313	369	356
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援(A型)	じぎょうしよすう 事業所数	15	21	33
	ていいん 定員	273	354	689
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援(B型)	じぎょうしよすう 事業所数	63	90	97
	ていいん 定員	1,280	1,769	1,949
たんきにゅうしよ 短期入所	じぎょうしよすう 事業所数	44	47	48
	ていいん 定員	170+	180+	179+
さんこう にちちゅういちじしえん (参考)日中一時支援	じぎょうしよすう 事業所数	50	51	64
	ていいん 定員	386	366	510
さんこう ちいきかつどうしえん (参考)地域活動支援センター	じぎょうしよすう 事業所数	74	72	68
	ていいん 定員	1,265	1,212	1,188

かくねん がつ にちげんざいすう たんきにゅうしよ ていいん くしょうたいおう じぎょうしよ さ ていいん さだ
 各年4月1日現在数。短期入所の定員の「+」は、空床対応の事業所を指す(定員の定めなし。)

きよじゅうけい
(3) 居住系サービス

		H21	H22	H23
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	じぎょうしよすう 事業所数	222	250	299
きょうどうせいかつかいご 共同生活介護	ていいん 定員	1,119	1,257	1,557
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	じぎょうしよすう 事業所数	57	50	28
きゅうほうにゆうしよ 旧法入所	ていいん 定員	2,251	1,945	1,326

かくねん がつ にちげんざいすう
 各年4月1日現在数

3 旧計画の進捗状況（主なもの）

平成22年度における実績を中心に、分野ごとに整理しております。

分野1 理解促進

広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報

平成22年度に新たなホームページ運用システムの導入し、公式ホームページのリニューアルを実施。ホームページ全体の使い勝手やアクセシビリティ対応の向上を図っております。

ボランティア研修センター運営

< 福祉教育 >

- ・社会福祉協力指定校 339校
- ・小学校5・6年生向け福祉教育副読本 15,000部配布
- ・教員向け福祉体験アイデア集 10,000部作成

< 研修の実施 >

- ・福祉事業従事者研修受講者数 200人

< ボランティア活動支援 >

- ・ボランティア登録者数 43,955人

福祉サービス提供事業者に対する研修の実施

居宅介護事業所のサービス提供責任者等を対象に、個別支援

計画の作成に係る研修を実施しております。

- ・個別支援計画事業者研修会（基礎）・・・5回
- ・個別支援計画事業者研修会（応用）・・・1回

北海道障がい者条例の普及

障がいのある方の権利擁護や障がいがあることを理由に差別、虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを目的とする「北海道障がい者条例」が平成22年4月から全面施行されました。

分野2 生活支援

重度の障がいのある方に対する支援(パーソナルアシスタンス事業)

重度身体障がい者の地域生活の支援のため、有償ボランティア等の地域の福祉力を活用した仕組みを取り入れた札幌市独自の介助制度として、平成22年度から実施しています。

<平成23年3月現在>

- ・延利用者数 30名
- ・登録介助者数 205名

障がい者交通費助成制度

助成制度の見直しを1年以上重ねて議論を行い、平成22年度から新制度を実施しています。

<変更点>

- ・障がい種別による助成内容の格差の改善を図りました。
- ・利便性の向上を図りました。

発達障害者支援体制整備事業

関係機関や職種間における情報提供及び意見交換を行うこと

による課題や問題点、対応策等の共有化、作品展の実施や普及啓発用冊子の作成などを通じた市民対象とした発達障がいの理解促進の取組を推進しています。

札幌市住宅マスタープラン 2011 の策定

高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組などについて定めた住宅マスタープランを平成23年度に策定し、取組を進めています。

分野3 保健・医療

乳幼児健康診査

・4か月児健診

受診者数	実人数	14,849人	のべにんずう	15,193人
------	-----	---------	--------	---------

・1歳6か月児健診

受診者数	実人数	14,016人	のべにんずう	14,107人
------	-----	---------	--------	---------

・3歳児健診

受診者数	実人数	13,542人	のべにんずう	13,646人
------	-----	---------	--------	---------

自立支援医療

・更生医療

給付件数	29,996件
------	---------

・精神通院医療

給付件数	545,897件
------	----------

分野4 生活環境

優しさと思いやりのバリアフリーの推進

平成22年度から「公共施設のバリアフリーチェックシステム」

および「危険施設等通報システム」の運用を開始しています。

新・札幌市バリアフリー基本構想

全ての人々が安心して暮らし、分け隔て無く社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進するために、「新・札幌市バリアフリー基本構想」を平成21年度に策定し、取組を進めています。

交通局における安全対策

平成20年度までに、地下鉄東西線全駅に可動式ホーム柵を設置しました。

冬のみちづくりプランの推進

ゆたかな冬の暮らしを実現するため、市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として雪対策を推進するため、冬のみちづくりプランを平成21年度に策定し、取組を進めています。

<取組の例>

- 凍結防止剤等の散布： 車道693 km、歩道252 km
- 砂箱の設置： 車道用2,210基、歩道用870基
- 砂入りペットボトルの作成・配置： 241箇所

災害時要援護者避難支援対策

「災害時要援護者避難支援ガイドライン」および「災害時支えあい

「ハンドブック」を平成19年度に策定しました。

平成20年度から3年間にわたり、災害時要援護者避難の仕組み作りに関する普及啓発活動として出前講座を行うとともに、行政の積極的な支援による先進事例を創出するため、モデル地区を選定し事業を進めてきました。

- ・モデル事業実施地区数 4地区（4区）

分野5 教育・育成

一人一人が学び育つための教育的支援の充実

- ・特別支援教育支援員（学びのサポーター）活用事業

活用校数 小学校195校、中学校33校

- ・学びの手帳配布

- ・教育センターの教育相談で約1,200冊配布

放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ

児童会館及びミニ児童会館では、巡回相談員による定期的な巡回相談等支援や支援検討会議の実施のほか、平成22年度から、臨時職員の加配及びフレックススタッフによる体制強化の対象館を、児童クラブのみならず直接来館での障がい児受入れ館も含むこととしております。

地域で学び育つための教育環境の整備

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、居住する身近な地域の学校で学び育つことができるように、特別支援学級等の整備を行っています。

- とくべつしえんがっきゅうせいびこうすう
・特別支援学級整備校数
- しょうがっこう こう ちゅうがっこう こう
小学校26校、中学校8校
- つうきゅうしどうきょうしつせいびこうすう
・通級指導教室整備校数
- しょうがっこう こう
小学校2校

ぶんや 分野6 こよう しゅうろう 雇用・就労

しょう しゃきょうどうじぎょう 障がい者協働事業

- ほじょたいしょうじぎょう しょ
・補助対象事業所 10カ所
- しょう しゃこようすう めい
・障がい者雇用数 62名

せいひん はんろかくだいしえん 製品の販路拡大支援

しょう がた しせつとう せいひん はんばい じょうせつてんぽ
障がいのある方が施設等で作った製品を販売する常設店舗
として元気ショップを平成18年度に開設し、平成22年度には店舗
めんせきかくじゅう
面積拡充などリニューアルしました。

- げんき うれあげじっせき せんえん
・元気ショップ売上実績：39,654千円
- らいきゃくすう にん
・来客数：60,683人

ぶんや 分野7 じょうほう 情報・コミュニケーション

しょうがいふくし じぎょうしょとう かん あ じょうほう しょうかい 障害福祉サービス事業所等に関する空き情報の紹介

へいせい ねん ど していしょうがいふくし じぎょうじょ いどうしえんじぎょうじょ
平成22年度に、指定障害福祉サービス事業所や移動支援事業所
あ じょうほう しょう けんさく
の空き情報をホームページ上で検索することができるようにしま
した。

あいしょう げんき
愛称：元気サーチ

ぶんや 分野8 ぶんか スポーツ・文化

しょう しゃ たいかい かいさい 障がい者スポーツ大会の開催

しょう がた しょう たいりよく こうじょう じりつこうせい
障がいのある方がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生

への意欲を高め、市民の理解促進を図ることを目的として開催。

たいかいさんかしゃ にん
大会参加者：1,650人

4 第2期障がい福祉計画における数値目標・サービス見込量の進捗状況

(1) 訪問系・居住系・相談サービス

サービス種別		単位	21年度	22年度
訪問系(ほうもんけい)	きよたくかいご 居宅介護	りょうにんずう 利用人数	2,247	2,511
		じかん つき 時間/月	50,041	52,614
	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	りょうにんずう 利用人数	224	243
		じかん つき 時間/月	47,404	53,165
	じゅうどしょうがいしゃほうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	りょうにんずう 利用人数	0	0
		じかん つき 時間/月	0	0
こうどうえんご 行動援護	にんずう 人数	252	293	
	じかん つき 時間/月	4,469	5,300	
居住系(きよじゅけい)	きょうどうせいかつかいご 共同生活介護	にん つき 人/月	1,339	1,541
	しせつにゆうしょしえん 施設入所支援	にん つき 人/月	876	1,184
相談系(さうだん)	りょうけいかくさくせい サービス利用計画作成	にん 人	234	374
		にん つき 人/月	32	28

にっちゅうかつどうけい
 (2) 日中活動系サービス

サービス種別		単位	21年度	22年度
日中活動系(にっちゅうかつどうけい)	療養介護	利用人数	15	14
	生活介護	人数	2,040	2,633
		人日/月	37,965	49,813
	自立訓練(機能訓練)	利用人数	9	7
		人日/月	178	135
	自立訓練(生活訓練)	利用人数	126	99
		人日/月	2,361	1,808
	就労移行支援	利用人数	338	354
		人日/月	6,713	6,760
	就労継続支援(A型)	利用人数	419	700
		人日/月	8,108	12,832
	就労継続支援(B型)	利用人数	1,605	2,083
		人日/月	28,400	36,862
短期入所	利用人数	430	486	
	人日/月	3,627	3,843	
旧体系利用	人/月	786	567	

ちいきせいかつしえんじぎょう ひっすじぎょう
(3) 地域生活支援事業 (必須事業)

	たんい 単位	ねんど 21年度	ねんど 22年度
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業			
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業			
しょう しゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業	かしょすう 箇所数	15	16
しょう じとりょういくしえんじぎょう 障がい児等療育支援事業	かしょすう 箇所数	15	6
ちいきじりつしえんきょうぎかい 地域自立支援協議会	かしょすう 箇所数	1	1
じゅうたくにゆうきょうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業	かしょすう 箇所数	16	17
せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	かしょすう 箇所数	1	1
コミュニケーション支援事業			
しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業	りょうにんずう 利用人数	446	485
	の にんずう 延べ人数	5,360	5,640
しゅわつうやくちじじぎょう 手話通訳設置事業	かしょすう 箇所数	1	1
	つうやくしゃすう 通訳者数	71	66
ようやくひっきほうしいんはけんじぎょう 要約筆記奉仕員派遣事業	りょうにんずう 利用人数	78	92
	の にんずう 延べ人数	815	871
にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業			
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	119	124
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	679	765
ざいたくりょうごとうしえんようぐ 在宅療護等支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	275	295
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	310	363
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	26,824	27,710
きょたくせいかつどうさほじょようぐ 居宅生活動作補助用具	きゅうふけんすう 給付件数	89	102

		たんい 単位	ねんど 21年度	ねんど 22年度
いどうしえん 移動支援				
	こべつしえんがた 個別支援型	かしよすう 箇所数	324	347
		にんずう 人数	3,126	3,299
		の じかんすう 延べ時間数	405,135	413,020
	しゃりょういそがた 車両移送型	の にんずう 延べ人数	6,555	7,277
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター				
	きそてきじぎょう 基礎的事業	かしよすう 箇所数	69	72
		りょうにんずう 利用人数	905	870
	きのうきょうかじぎょう 機能強化事業	かしよすう 箇所数	63	62

ちいきせいかつしえんじぎょう にんいじぎょう
(3) 地域生活支援事業 (任意事業)

	たんい 単位	ねんど 21年度	ねんど 22年度
ふくし 福祉ホーム	ていいん 定員	45	45
しんたいしょうがいしゃにゆうよく 身体障害者入浴サービス事業	りょうにんずう 利用人数	131	103
	の にんずう 延べ人数	4,112	4,063
きゅうしんたいしょうがいしゃじりつしえんじぎょうりようしゃしえんじぎょう 旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業 (H19までは、身体障害者自立支援事業)	りょうにんずう 利用人数	6	6
こうせいくんれんひ しせつにゆうしよしゃしゅうしよくしたくきんきゅうふじぎょう 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	しきゅうしゃず 支給者数	32	30
せいかつしえんじぎょう 生活支援事業			
せいかつくんれん じぎょう 生活訓練等事業			
ちようかくしやう しゃしゃがいせいかつきやうしつかいはいじぎょう 聴覚障がい者社会生活教室開催事業	の にんずう 延べ人数	874	1,056
しゃかいてきあうくんれんじぎょう オストメイト社会適応訓練事業	の にんずう 延べ人数	293	213
おんせいきのうくんれんじぎょう 音声機能訓練事業	の にんずう 延べ人数	677	916
てんじそくじぎょうほう 点字即時情報ネットワーク事業	の にんずう 延べ人数	4,934	4,956
ちゆうとしつめいしゃしゃかいてきあうくんれんじぎょう 中途失明者社会適応訓練事業	の にんずう 延べ人数	1,340	1,109
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	りょうにんずう 利用人数	835	780
	の にんずう 延べ人数	18,484	19,348

	たんに 単位	ねんど 21年度	ねんど 22年度
しゃかいさんかそくしんじぎょう 社会参加促進事業			
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	の にんずう 延べ人数	1,012	877
てんじ こえ こうほうとうはっこうじぎょう 点字・声の広報等発行事業	りょうにんずう 利用人数	860	860
ほうしいんようせいけんしゅうじぎょう 奉仕員養成研修事業			
しゅわ ほうしいんようせいじぎょう 手話奉仕員養成事業	にんずう 人数	287	278
ようやくひっきほうしいんようせいじぎょう 要約筆記奉仕員養成事業	にんずう 人数	28	24
てんやくろうどくほうしいんようせいじぎょう 点訳朗読奉仕員養成事業	の にんずう 延べ人数	1,460	4,097
じどうしゃうんてんめんきよしゆとく かいぞうほじょじぎょう 自動車運転免許取得・改造補助事業	りょうにんずう 利用人数	61	67
た しゃかいさん かそくしんじぎょう その他社会参加促進事業			
しょう しゃ そうだんうんえいじぎょう 障がい者あんしん相談運営事業	かしょすう 箇所数	1	1
しょう しゃ うんえいじぎょう 障がい者ITサポートセンター運営事業	かしょすう 箇所数	1	1
かみ じぎょう 紙おむつサービス事業	りょうにんずう 利用人数	1,071	1,383
	の にんずう 延べ人数	15,419	16,044
しんたいしょうがいしゃふくしでんわせっちじぎょう 身体障害者福祉電話設置事業	りょうにんずう 利用人数	87	77
もう しゃつうやく はけんじぎょう 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	りょうにんずう 利用人数	7	10
はったつしょうがいしゃしえん うんえいじぎょう 発達障害者支援センター運営事業	かしょすう 箇所数	1	1

さっぽろ^{しょう}障^{しゃ}がい者^{あん}プラン(案)

平成^{へいせい}24^{ねん}年(2012^{ねん}年)1^{がつ}月

編集^{へんしゅう}: 札幌^{さっぽろ}市^し保健^{ほけん}福祉^{ふくし}局^{きょく} 保健^{ほけん}福祉^{ふくし}部^ぶ障^{しょう}がい^{ふくしか}福祉^{ふくしか}課

〒060-8611 札幌^{さっぽろ}市^し中央^{ちゅうおう}区^く北^{きた}1^{じょう}条^{にし}西^{ちようめ}2^め丁目

でんわ 011-211-2936

ファクス 011-218-5181

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/index.html>

市政^{しせい}等^{とう}資料^{しりょう}番号^{ばんごう} 01-A01-11-1573

いけん
ご意見シート

さっぽろ ^{しょう}障 ^{しゃ}がい者プランについて ^{いけん}ご意見 ^{きにゆう}を記入してください

おなまえ・ ^{ねんれい} 年齢	(^{さい} 歳)
^{じゅうしょ} ご住所	
^{しょう} 障 ^{しゅべつしょう} がい種別 (^{かた} 障 ^{がい} のある方)	^{しんたい} 身体 ^{ちてき} 知的 ^{せいしん} 精神

おなまえ、^{じゅうしょ}ご住所 ^{じょうほう}などの情報 ^{いけんとう}は、^{しゅうけい}ご意見等 ^{いがい}の集計 ^{もくてき}以外の目的 ^{もち}に用いることはありません。

^{きょうりょく}ご協力 ^{ありがとう}ありがとうございました。

